

豊 商 事 株 式 会 社

平成22年3月期版（2010年度版）

—目 次—

	本表紙
はじめに	1
1. 会社の概況	3
① 会社名等	別添「第54期事業年度有価証券報告書 (以下、『有報』という。)」参照 (表紙に記載)
② 会社の沿革	「有報」参照 (5頁に記載)
③ 会社の目的	3
④ 事業の内容	「有報」参照 (6頁から8頁に記載)
(経営組織)	5
⑤ 営業所の状況	6
⑥ 財務の概要	「有報」参照 (3頁に記載)
(a) 資本金	
(b) 純資産額	
(c) 総資産額	
(d) 営業収益	
(e) 経常利益	
(f) 当期純利益	
⑦ 発行済株式総数	「有報」参照 (3頁並びに24頁及び25頁に記載)
⑧ 主要株主名	「有報」参照 (26頁に記載)
⑨ 役員状況	「有報」参照 (30頁から32頁までに記載)
⑩ 従業員の状況	7
	「有報」参照 (9頁に記載)
2. 営業の状況	7
① 営業方針	7
② 当社及び当業界を取り巻く環境	「有報」参照 (10頁及び11頁に記載)
③ 営業の経過及び成果	「有報」参照 (10頁から15頁までに記載)
④ 対処すべき課題	「有報」参照 (16頁に記載)
⑤ 受託業務管理規程	9
⑥ 外務員の登録状況	18
⑦ 委託者数	18
⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項	19
3. 経理の状況	21
① 貸借対照表	「有報」参照 (82頁から84頁までに記載)
② 損益計算書	「有報」参照 (85頁及び86頁に記載)
③ 株主資本等変動計算書	「有報」参照 (87頁及び88頁に記載)
④ 重要な会計方針等	「有報」参照 (89頁から92頁までに記載)
⑤ 注記事項	「有報」参照 (93頁から101頁までに記載)
⑥ 監査報告書	「有報」参照 (116頁に記載)

⑦ 財務比率	22
(a) 純資産額規制比率	22
(b) 純資産額資本金比率	22
(c) 自己資本資本金比率	22
(d) 自己資本比率	22
(e) 修正自己資本比率	22
(f) 負債比率	22
(g) 流動比率	22

【はじめに】

本報告書は、平成22年3月期（平成21年4月～平成22年3月）における当社の会社の概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものであります。

《主な記載項目について》

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しております。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しております。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しております。
「財務の概要」	平成22年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しております。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しております。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しております。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しております。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しております。
「当社及び当業界を取り巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しております。
「営業の経過及び成果」	当社の平成22年3月期における業績について記載しております。
「対処すべき課題」	当社が対処すべき今後の課題等について記載しております。
「受託業務管理規程」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規程を記載しております。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。

* 「リスク額」とは、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を完了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条により算出したものであります。

- * 「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{自己資本}} \times 100$$

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

- * 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

- * 「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（*）}} \times 100$$

* 純資産額と負債合計額を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

「有報」表紙に記載しております。

② 会社の沿革

「有報」5頁に記載しております。

③ 会社の目的

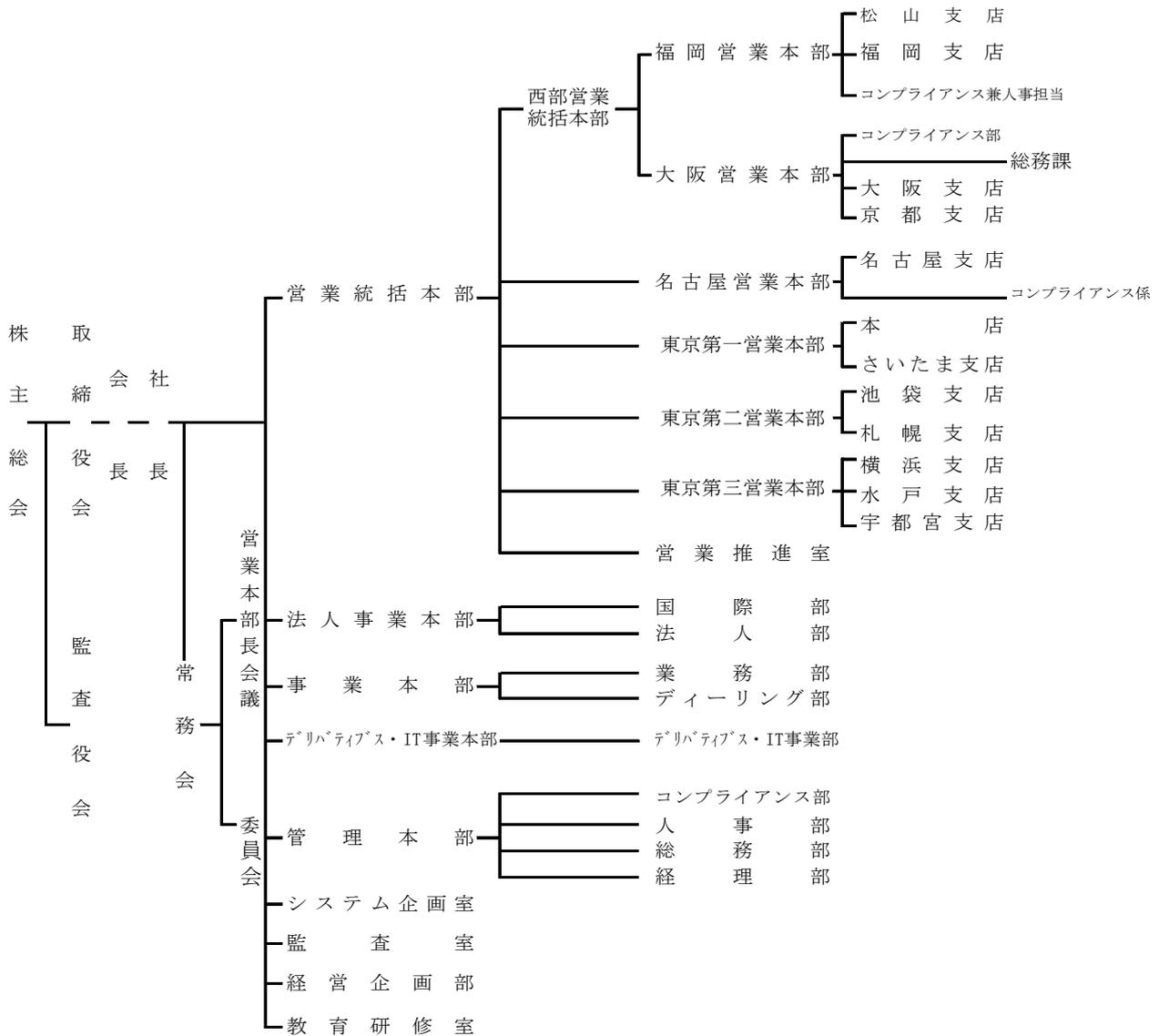
1. 商品取引所法に基づく商品先物取引市場（外国先物取引市場を含む。）における上場商品及び上場商品指数の先物取引（先物オプション取引を含む。）（以下「商品市場における取引という。」）
2. 商品市場における取引の委託の媒介、取次及び代理
3. 次の物品に関する売買、仲立、代理及び輸出入
 - イ. 農産物、食料品、砂糖、繭糸、綿糸、綿花、毛糸、原毛、繊維製品及び花卉
 - ロ. 金、銀、プラチナ、パラジウム及びその他の貴金属
 - ハ. 銅・アルミ等非鉄金属
 - ニ. 生ゴム、ゴム、木材及び合板
 - ホ. 原油、ナフサ及び石油製品
4. 金融商品取引法に基づく金融先物取引市場（外国金融先物取引市場を含む。）における上場商品の金融先物取引等並びに当該取引等の委託の媒介、取次及び代理
5. 有価証券、金利及び為替に係る売買（先物売買を含む。）並びに売買の媒介、取次及び代理

6. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売並びに商品投資顧問業
 7. 金融商品取引法に定める証券仲介業
 8. 投資に関するセミナー・教室の運営及びコンサルティング業務
 9. 不動産の売買、賃貸及び管理業
 10. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 11. ホテル、旅館等宿泊施設の経営並びに旅行代理店業
 12. 労働者派遣事業
 13. 情報処理・情報提供サービス並びに出版業務
 14. 前号各号に付帯する一切の業務
- (注) 上記のうち___線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

「有報」6頁から8頁までに記載しております。
なお、経営組織については次頁（本表紙5頁）に記載しております。

経営組織図 ((平成22年6月29日現在))



⑤ 営業所の状況（平成22年6月29日現在）

店舗の名称	所 在 地	電 話 番 号
本 社	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号	03(3667)5211
札幌支店	〒060-0061 札幌市中央区南一条西十丁目6番地	011(261)1361
宇都宮支店	〒320-0026 栃木県宇都宮市馬場通り二丁目1番1号	028(637)3511
水戸支店	〒310-0021 茨城県水戸市南町二丁目5番24号	029(221)2166
さいたま支店	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町一丁目9番4号	048(649)8711
池袋支店	〒171-0022 東京都豊島区南池袋一丁目25番9号	03(3986)5621
横浜支店	〒220-0004 横浜市西区北幸二丁目10番36号	045(322)6951
名古屋支店	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番14号	052(581)0551
京都支店	〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下る七観音町640番地	075(221)8700
大阪支店	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号	06(6245)8000
松山支店	〒790-0003 愛媛県松山市三番町七丁目1番地21	089(932)4411
福岡支店	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南一丁目8番36号	092(474)7421

⑥ 財務の概要

以下の項目（(b) 純資産額を除く）について「有報」3頁に記載しております。

- (a) 資本金
- (b) 純資産額 *
- (c) 総資産額
- (d) 営業収益
- (e) 経常利益
- (f) 当期純利益

* 「純資産額」は、10,248,928千円であります。なお、「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

「有報」3頁並びに24頁及び25頁に記載しております。

⑧ 主要株主名

「有報」26頁に記載しております。

⑨ 役員の状況

「有報」30頁から32頁までに記載しております。

⑩ 従業員の状況

	合 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営 業	非営業
従業員数	362人	302人	60人	242人	120人
平均年齢	37.1歳	38.5歳	29.8歳	36.2歳	38.8歳
平均勤続年数	10.0年	11.1年	4.4年	9.8年	10.3年
登録外務員数	275人	260人	15人	—	—

* 従業員数の状況については、「有報」にも記載しておりますので、「有報」9頁をご参照ください。

2. 営業の状況

① 営業方針

経営の基本方針

当社は、公正な価格決定機能等を有する商品市場機構の一構成員として、商品先物取引業の経済的、社会的役割を認識し、それに基づいて市場参加者（投資者）の信頼と期待に応えるべく事業運営を推進したいと考えております。

このような観点から、当社は「お客様に信頼される営業活動」を基本方針に掲げており、今後もさらにこれを継続し、一層充実したものとして次のような営業活動を展開していく方針であります。

第一に、良質で鮮度のある情報を迅速かつ的確にお客様に提供することです。大手商社や海外の関係会社等（シンガポール等）から入手した情報と他のルートからの情報とを一元的に収集・分析し、インターネットを通じてお客様に提供しておりますが、さらに一層充実したものにいたします。

第二に、お客様のニーズに応じた商品の提供であります。お客様の資産運用方法に従い「ユタカ・インデックス・ファンド」の商品ファンド、「金庫番」「プラチナ倶楽部」等のストック型新商品、個人の為替取引を可能にしたインターネット・i・モードによる外国為替証拠金取引「e-kawase」を開発・販売するなど、今後とも引き続き新商品を提供してまいります。

第三にお客様に総合的企画提案のできる社員をより多く育成しさらに一層レベルアップしてまいります。

当社は、このように「お客様重視の営業」を経営方針としてこれからも継続してまいりたいと考えております。

目標とする経営指標

当社グループは、企業価値の拡大を通して株主の皆様へ安定した配当を継続、維持することを基本理念として掲げており、具体的には1株当たり7.50円を堅持する方針であり、業績の状況により一層の利益還元を努めて参りたいと考えております。また、純資産額規制比率や自己資本規制比率の充実及び顧客の預り資産口座数等の拡大に向けて取り組んでおります。

中長期的な会社の経営戦略

ここ数年、商品先物業界を取り巻く状況は、大きく変化しております。まさに激動する経営環境下において当社グループは、収益の安定的確保を図るべく収益の多角化（商品先物とその他金融商品との収益比率割合5：5を目標）を更に推進するとともに、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織、人材の育成等経営基盤の強化に努め、企業価値を高めるべくその最大化の実現に向けて努力する所存であります。

配当政策

「有報」29頁に記載しております。

コーポレート・ガバナンスの状況等

「有報」33頁から40頁までに記載しております。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

「有報」10頁及び11頁に記載しております。

③ 営業の経過及び成果

「有報」10頁から15頁までに記載しております。

④ 対処すべき課題

「有報」16頁に記載しております。

なお、〔事業等のリスク〕については「有報」16頁から18頁に、〔財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析〕については「有報」19頁から21頁に、それぞれ記載しております。

⑤ 受託業務管理規程

(目的)

第1条 この規程は、豊商事株式会社（以下、「当社」という。）が委託者に対する受託業務の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものである。

(管理部門の責任者及び担当者の選任)

第2条 この規程の円滑な運用を図るため、本店及び支店に以下の者を置く。

- (1) 管理統括責任者
 - (2) コンプライアンス部責任者
 - (3) コンプライアンス部副責任者
 - (4) コンプライアンス部担当者
2. 管理統括責任者は、取締役管理本部長とする。
 3. コンプライアンス部責任者は、本店及び大阪支店のコンプライアンス部長とする。
 4. コンプライアンス部副責任者はコンプライアンス部副部長とする。
 5. コンプライアンス部担当者は、以下の者とする。
 - (1) 管理本部コンプライアンス部員
 - (2) 大阪営業本部コンプライアンス部員
 - (3) 各営業本部のコンプライアンス部門担当者

(管理統括責任者の職務)

第3条 管理統括責任者は、コンプライアンス部責任者及びコンプライアンス部担当者を指揮して本店及び支店のすべての管理業務を統括するものとする。

(コンプライアンス部責任者の職務)

第4条 コンプライアンス部責任者は、各支店に対して以下の職務を行うものとする。

- (1) 以下の場合に、支店責任者及び担当外務員にその旨を指摘して、委託の勧誘及び受託の中止等を含む適切な措置を講ずるとともに、当該措置を管理統括責任者に報告すること
 - ① 見込客調書又は当社が定める書式による必要事項を記載した「お客様カード」（以下、申込書という。）、若しくは委託者調書を精査し、見込客又は委託者が第10条に規定する商品先物取引不適格者に該当し若しくは商品先物取引の適格性を欠くと判断した場合
 - ② 委託の勧誘の方法又は内容が不適當であったと判断した場合

- ③ 委託者の取引状況に異常を認めた場合
 - (2) 受託契約準則に定める取引証拠金預託の特例取扱いの申出に対して、その内容を精査して特例取扱いの可否を決定すること
 - (3) 委託者の商品先物取引に関する理解度及び売買状況を的確に把握し、必要に応じて委託者からの受託について中止等の制限を外務員を通じて、委託者に指示すること
 - (4) 委託者の売買状況の精査又は担当外務員からの報告の徴求により委託者の取引受託状況を把握し、支店責任者に適切な指導を行うこと
 - (5) 委託者の取引内容に異常又は異常な兆候が認められる場合には、当該委託者に対して迅速かつ適切な措置を講ずること
 - (6) 各外務員の受託業務について、第7条に違反する事実が認められる場合には、当該外務員に対して迅速かつ適切な措置を講ずること
 - (7) 両コンプライアンス部責任者は、連絡を密に取り合い、全店の管理業務が円滑に行われるようにすること
2. 第9条に定める「受託業務管理規程に係る社内審査細則」の第3条から第8条までの各条の審査において、管理統括責任者の不在等やむをえない事情がある場合は、その業務を代理できるものとする。
3. 前項の代理業務を行ったコンプライアンス部責任者は、速やかに管理統括責任者に報告するとともに、その承認を受けるものとする。

(コンプライアンス部副責任者の職務)

第5条 コンプライアンス部副責任者は、コンプライアンス部責任者の補佐をし、管理業務を行うものとする。

- 2. 第9条に定める「受託業務管理規程に係る社内審査細則」の第3条第3項の業務において、コンプライアンス部責任者の不在等やむをえない事情がある場合は、その業務を代理できるものとする。
- 3. 前項の代理業務を行ったコンプライアンス部副責任者は、速やかにコンプライアンス部責任者に報告するとともに、その承認を受けるものとする。

(コンプライアンス部担当者の職務)

第6条 コンプライアンス部担当者は、コンプライアンス部責任者の補佐をし、各担当支店の管理業務を行うものとする。

(受託業務における禁止事項)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘又は受託を行うにあたっては、以下に規定される禁止行為を行ってはならない。

- (1) 商品取引所法及び同法施行規則
- (2) 受託契約準則

(3) 日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則

(違反者に対する制裁)

第8条 前条に違反した者については、就業規則、外務員についての補則及び歩合給社員規程により懲戒するものとする。

(社内審査手続き)

第9条 商品先物取引不適格者の参入を防止するため、第12条第3項に規定する申込書に基づき、適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは約諾書の差入れ、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、その審査手続き及び審査基準等については、別に定める「受託業務管理規程に係る社内審査細則」(以下「細則」という。)第2条によるものとする。

2. 前項の審査の結果については、細則第11条に基づき報告書を作成し保存するものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止等)

第10条 次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- (2) 「生活保護法」の被適用者、及びその世帯に属する者
- (3) 精神上的障害、認知症、知的障害等の認められる者、又は事理を弁識する能力を欠き、若しくはその能力が著しく不十分な者
- (4) 破産者で復権を得ていない者
- (5) 元本欠損及び元本以上の損失のおそれのある取引を行いたくない者
- (6) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱す虞があると考えられる者
- (7) これらに準ずる者であつて、商品先物取引への参加が不適格であると考えられる者

2. 次の各号の一に該当する者に対しては、原則として、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、細則第3条、第5条に定める要件を満たした場合、もしくは第2号については、平成17年4月28日現在既に当社で取引のある者はこの限りではない。

- (1) 年金、恩給、退職金又は社会保険給付等による収入が収入全体の過半を占める者
- (2) 税込年収が500万円未満の者
- (3) 75歳以上の高齢者

3. 第1項第3号ないし第7号に該当するか否かの判断は、管理統括責任者の責任において行うものとする。

4. 取引開始時において第1項第3号ないし第7号に該当しないと判断された者であっても、その後に同号に該当するものと管理統括責任者が判断する場合には、それ以後において商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
5. 加齢により第2項第3号に該当することとなった既存の委託者で、細則第4条の基準を満たさない場合は、それ以後において商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
6. 75歳未満の者であっても70歳以上の高齢者については、コンプライアンス部担当者が直接面談し、次の各号を満たしているかを審査する。
 - (1) 商品取引の仕組み及びリスクについて理解していること
 - (2) 商品取引のレバレッジ効果について理解していること
 - (3) 商品取引が自己責任の取引であることを理解していること
 - (4) 認知症の兆候がないこと
 - (5) 投資可能資金額が今後の生活に支障のない範囲で定められていること
7. 取引開始時において商品先物取引への参加が適格であると認められた者であっても、その後に当該参加が不適格であると管理統括責任者が認めた場合には、それ以後において商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

(勧誘時における禁止事項)

第11条 外務員は、商品先物取引の委託の勧誘に際して、以下に掲げる事項について禁止する。

- (1) 商品先物取引をするための借入の勧誘を行うこと
2. 勧誘を行おうとする顧客に対し、以下の各号に該当する迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘を行ってはならない。ただし、勧誘を受ける顧客より、事前に具体的な指示または承諾があった場合はこの限りではない。
 - (1) 深夜、早朝等迷惑な時間帯に電話または訪問による勧誘を行うこと
 - (2) 勧誘を受ける顧客の意思に反して長時間にわたる勧誘を行うこと
 - (3) 威迫し困惑させまたは不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと
 - (4) 勧誘を受ける顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘を行うこと

(勧誘に際しての留意事項)

第12条 外務員は、商品先物取引の委託の勧誘に際して、以下のことをしなければならない。

- (1) 当社の名称及び商品先物取引の委託の勧誘である旨を告知すること
- (2) 顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認すること
- (3) 日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」を遵守すること
- (4) 商品先物取引の委託の勧誘に先立ち、受託契約準則及び「商品先物取引—委託のガイド」等の必要書類を

交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うこと。なお、理解の確認に当たっては、まず①及び②については「事前説明確認書」により行い、その後、その他の事項について「受領書」によりその理解の確認を行うものとする。

- ① 商品先物取引は、その担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～40倍にもなるレバレッジ性の高い取引を行うものであること。
- ② 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- ③ 取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組等に関する事項
- ④ 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- ⑤ 相場の変動によっては、取引を継続するためには追加的な証拠金を預託する必要があること
- ⑥ 商品取引員の禁止行為に関する事項
- ⑦ その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

2. 勧誘を受ける意思のない旨及び委託をする意思のない旨意思表示した顧客があった場合は、直ちに支店責任者に報告し、再勧誘防止のためにその者の情報を周知徹底する等、別に定める「勧誘拒否者に対する防止措置」に基づき措置するものとする。

3. 商品先物取引の委託を行おうとする者（以下、見込客という。）から、取引の委託を受ける前に、申込書の交付を受けなければならない。

4. 申込書の記載項目は以下のとおりとする。なお、これらの項目について変更があったときはその都度更新し、常に最新の情報による顧客管理に努めるものとする。

(1) 個人取引用

- ①氏名、生年月日、性別、現住所、連絡先
- ②勤務先名、勤務先住所、役職、勤続年数、職務内容、業種
- ③受託契約締結の目的
- ④取引の仕組みの理解に関するアンケート
- ⑤投資可能資金額
- ⑥商品先物取引経験の有無
- ⑦株式等の投資経験の有無
- ⑧税込年収、預貯金、金融資産等の資産状況

(2) 法人取引用

- ①法人名及び代表者名、資本金、年商、事業内容、所在地、連絡先
- ②受託契約締結の目的
- ③取引の仕組みの理解に関するアンケート
- ④投資可能資金額

⑤商品先物取引経験の有無

⑥株式等の投資経験の有無

5. 前項の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであり、取引の過程において損失が発生している場合はその額を減額するものである旨を分かり易く説明し、この趣旨を顧客に理解させた上で申告を受けるものとする。
6. 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引の勧誘は行わないものとする。ただし、委託者から投資可能資金額を超える取引の申し出があった場合は、細則第6条の規定に基づき取り扱うものとする。
7. 勧誘及び審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した場合は、直ちに勧誘を中止するものとする。

(見込客調書の作成及び管理)

- 第13条 外務員は、勧誘当初より、知り得た範囲の事実に基づき、見込客調書を作成し、コンプライアンス部責任者の審査を受けるものとする。
2. 前項に定める見込客調書の記載事項については、当社が定める見込客調書の書式によるものとする。
 3. 外務員は、勧誘の過程において顧客が前条第2項の意思表示をした場合は、直ちに勧誘行為を中止し、見込客調書にその旨記載するものとする。
 4. 前項により作成した見込客調書は、作成した外務員の所属営業所課において3年間保持するものとする。
 5. 外務員は、コンプライアンス部責任者が第1項の審査の結果受託が適切であると判断するまでは、見込客から商品先物取引を受託してはならない。
 6. 見込客調書は、作成した外務員の所属営業所課において管理するものとする。

(委託者調書の作成及び管理)

- 第14条 外務員は、商品先物取引を受託する際には、委託者調書を速やかに作成し、コンプライアンス部担当者の確認を受けるものとする。
2. 前項に定める委託者調書の記載事項については、当社が定める委託者調書の書式によるものとする。
 3. 委託者調書は、作成した外務員の所属する営業所課及びコンプライアンス部において管理するものとする。
 4. 外務員が委託者調書に記載した事項を追加し又は訂正する場合には、支店責任者に報告してその承認を得なければならない。
 5. 前項の追加又は訂正については、第3項により営業所課が管理する委託者調書及びコンプライアンス部が管理する委託者調書の双方において行うものとする。

(新規委託者の啓蒙・育成措置)

- 第15条 新規委託者については、担当外務員は、その商品先物取引に関する知識、理解度及び経験等を勘案した上で、

適正な取引の委託が行われるように細心の注意を払うとともに、誠意ある助言をしなければならない。

(未習熟委託者の保護)

第16条 前条の趣旨を徹底させるため、商品先物取引の経験が直近の3年間に延べ90日未満の委託者（以下、「未習熟委託者」という。）については、取引開始日から3ヵ月間は取引習熟期間とし、当該期間における未習熟委託者からの受託については、申込書で申告された投資可能資金額の3分の1の額に相当する取引数量を上限とする保護措置を講ずるものとする。

ただし、その額には取引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等は含まないものとする。

2. 未習熟委託者から第1項の制限を越える取引を希望する申し出があった場合は、細則第8条の規定に基づき取り扱うものとする。

(アンケート調査)

第17条 コンプライアンス部は未習熟委託者の商品先物取引に関する基本的知識の有無や理解度を判定するために、取引習熟期間内に2回程度、アンケート調査を行うものとする。

2. 前項のアンケート調査の内容は、当社が別に定める書式によるものとする。

(取引意思の確認)

第18条 委託者から商品先物取引の受託をする場合には、コンプライアンス部担当者は、申込書の内容について、当該委託者からの確認を取るものとする。

2. 外務員は、委託者からの取引指示に関して、営業日誌又は委託者管理記録にその内容を記載してこれを保持するものとする。

(不正資金流入の防止)

第19条 次の各号の一に該当する者に対しては、管理統括責任者による厳格な管理の下でのみ、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うものとする。

(1) 銀行、信用組合、信用金庫、郵便局、農業協同組合、漁業協同組合等の金融機関に勤務する者

(2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭又は有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者

(3) 国、地方公共団体、公益法人等の公共機関の金銭又は有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者

(4) 民間企業における金銭又は有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者

2. 当社は、残高照合通知書を委託者に郵送する際に、属性情報に変更があった場合にはコンプライアンス部（顧客相談窓口）に申し出るよう注意喚起を行ない、委託者から変更の申出があった場合は、第14条の定めに従い、委託者調書を訂正するものとする。

(委託者の疑義等の解明努力)

第20条 取引に関する委託者からの相談又は苦情等については、コンプライアンス部がこれに対応するものとする。

2. 支店責任者及び営業担当者は委託者から取引について苦情の申出を受け若しくは紛議となった場合又はそれらの兆候が認められた場合には、直ちにコンプライアンス部担当者に報告してその指示を受けるものとする。
3. コンプライアンス部担当者は、前項による報告を受けた場合には、その旨をコンプライアンス部責任者を通じて管理統括責任者に報告するとともに、その対応方針を策定してその承認を受けるものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第21条 委託者との間の入金及び出金は、原則として銀行送金により行うものとする。ただし、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については、細則第10条に基づきその都度審査するものとする。

2. 取引証拠金等を現金により受領する場合、或いは現金により返却する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付、若しくはあらかじめ金額を記載した領収書の徴収と同時に行うものとする。
3. 外務員が委託者から現金で入出金したときは、当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認するものとする。
4. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応するものとする。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、各営業本部長又は支店責任者の承認を得るものとする。

(損失補填の禁止)

第22条 当社からの損失補填の申込み、約束及び履行を禁止するとともに、委託者からの当該要求に応えることを禁止する。ただし、損失が当社の違法行為等の事故に起因する場合には、その補填を禁止しないが、主務省令で定められた場合を除いて、当社が補填の申込み、約束、提供を行う前に、主務大臣の事故確認を受けるものとする。

(自己取引部門と受託部門の区分)

第23条 自己取引部門と委託者の注文を取り扱う部門とは厳に区分し、役職員は双方の部門の業務を兼務しないものとする。

(広告宣伝に係る管理)

第24条 受託業務に関する広告及び宣伝については、取締役コンプライアンス部長を広告管理責任者とする。

2. 受託業務に関して広告及び宣伝を行う場合には、日本商品先物取引協会の自主規制規則に定められた原則を遵守しなければならない。

3. 広告管理責任者は、日本商品先物取引協会の「会員の広告等に関する規則」及び、別に定める「広告等に関する審査細則」に基づいて広告及び宣伝の審査を行うものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第25条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

但し、相場の状況等により当社が必要と判断する場合には取引本証拠金の額を一定額増加することがある。

2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として管理統括責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保管する。

(制定及び改正)

第26条 この規程の制定及び改正は、取締役会の決議を経て、担当取締役が行うものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第27条 この規程の制定にあたっては、日本商品先物取引協会に届け出るものとし、これを改正した場合も同様とする。

付 則

1. この規程は、平成 3年10月24日より施行する。
2. この規程は、平成 7年10月26日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成 7年11月 1日より実施する。
3. この規程は、平成10年 8月31日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成10年 9月 1日より実施する。
4. この規程は、平成11年 9月30日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成11年10月 1日より実施する。
5. この規程は、平成12年 3月31日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成12年 4月 1日より実施する。
6. この規程は、平成14年12月25日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成15年 1月 6日より実施する。
7. この規程は、平成15年 5月25日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成15年 6月 6日より実施する。
8. この規程は、平成17年 4月28日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成17年 5月 1日より実施する。

施する。

9. この規程は、平成17年 9月30日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成17年10月 1日より実施する。

10. この規程は、平成19年 9月27日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成19年 9月30日より実施する。

11. この規程は、平成19年12月10日付をもって一部改正を行い、その部分については、平成19年12月11日より実施する。

12. この規程は、平成22年 1月 6日付をもって一部改正、実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録外務員数	登録抹消外務員数	期末登録外務員数
287人	58人	70人	275人

⑦ 委託者数

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
1,554人	556人	1,524人

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

当社は、適正な受託業務活動の指導及び監督を行うために管理本部（本社）内に営業組織とは分離した体制でのコンプライアンス部を設置する一方で、各地方における委託者の保護をより緊密に行うことを目的として、各営業本部内にもコンプライアンス専門のスタッフを配属させており、受託業務管理規程（前掲）に基づき、コンプライアンス部の統括管理の下で日常の営業活動に対する迅速かつ適正な管理業務に努めております。

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話し合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互の話し合い中	紛争処理機関で処理中	
当該年度に新規に発生した案件の件数 14件	5件	0件	0件	7件	0件	2件
前年度から継続している案件の件数 15件	6件	3件	1件	2件	0件	3件
合計	11件	3件	1件	9件	0件	5件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、または紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法または弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 4件	一件	1件	一件	3件
前年度から継続している案件の件数 1件	一件	一件	一件	1件
合計	一件	1件	一件	4件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 2件	一件	2件
前年度から継続している案件の件数 9件	1件	8件
合計	1件	10件

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 7件	5件	2件	一件	一件
前年度から継続している案件の件数 一件	一件	一件	一件	一件
合計	5件	2件	一件	一件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

「有報」82頁から84頁までに記載しております。

② 損益計算書

「有報」85頁及び86頁に記載しております。

③ 株主資本等変動計算書

「有報」87頁及び88頁に記載しております。

④ 重要な会計方針等

「有報」89頁から92頁までに記載しております。

⑤ 注記事項

「有報」93頁から101頁までに記載しております。

⑥ 監査報告書

「有報」116頁に記載しております。

なお、連結財務諸表等につきましては、「有報」2頁並びに43頁から81頁までに記載しております。また、内部統制報告書及び確認書につきましては、「有報」の最終頁に添付しております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率〔純資産額÷リスク額×100〕	903.8%
(b) 純資産額資本金比率〔純資産額÷資本金×100〕*	595.2%
(c) 自己資本資本金比率〔自己資本÷資本金×100〕	588.2%
(d) 自己資本比率〔自己資本÷総資本×100〕	22.4%
(e) 修正自己資本比率〔自己資本÷総資産額〕×100〕	32.9%
(f) 負債比率〔負債合計額÷純資産額×100〕*	339.5%
(g) 流動比率〔流動資産額÷流動負債額×100〕	110.1%

*「純資産額」は、10,248,928千円であります。なお、「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年4月1日
(第54期) 至 平成22年3月31日

豊商事株式会社

(E03716)

第54期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

豊商事株式会社

目 次

頁

第54期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【対処すべき課題】	16
3 【事業等のリスク】	16
4 【経営上の重要な契約等】	19
5 【研究開発活動】	19
6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【自己株式の取得等の状況】	28
3 【配当政策】	29
4 【株価の推移】	29
5 【役員の状況】	30
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
第5 【経理の状況】	41
1 【連結財務諸表等】	43
2 【財務諸表等】	82
第6 【提出会社の株式事務の概要】	108
第7 【提出会社の参考情報】	109
1 【提出会社の親会社等の情報】	109
2 【その他の参考情報】	109
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	110

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【事業年度】 第54期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 豊商事株式会社

【英訳名】 YUTAKA SHOJI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石 黒 文 博

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

【電話番号】 (03)3667-5211(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 篠 塚 幸 治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

【電話番号】 (03)3667-5211(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 篠 塚 幸 治

【縦覧に供する場所】 豊商事株式会社 さいたま支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目9番4号)
豊商事株式会社 横浜支店
(横浜市西区北幸二丁目10番36号)
豊商事株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目20番14号)
豊商事株式会社 京都支店
(京都市中京区烏丸通六角下る七観音町640番地)
豊商事株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号)
豊商事株式会社 福岡支店
(福岡市博多区博多駅南一丁目8番36号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月
営業収益 (うち受取手数料) (注) 4 (千円)	8,582,202 (7,845,746)	7,811,404 (7,024,998)	8,399,966 (6,850,139)	5,090,303 (3,498,789)	4,683,953 (4,851,142)
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	1,751,447	1,281,593	1,634,812	△237,399	△431,100
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	1,073,691	607,195	909,739	△260,945	△270,435
純資産額 (千円)	10,489,899	10,944,511	11,252,131	10,685,656	10,402,588
総資産額 (千円)	45,513,309	42,125,256	39,995,232	35,951,685	45,534,521
1株当たり純資産額 (注) 2、3 (円)	2,365.33	1,233.64	1,307.80	1,279.57	1,259.30
1株当たり当期純利益金額又は当期 純損失金額(△) (注) 3 (円)	231.20	68.86	104.92	△30.75	△32.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (注) 1、3 (円)	—	58.46	84.59	—	—
自己資本比率(注) 2 (%)	23.0	25.8	28.0	29.7	22.8
自己資本利益率(注) 2、3 (%)	10.9	5.7	8.2	△2.4	△2.6
株価収益率 (倍)	11.2	11.5	5.1	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,267,311	△906,049	2,453,827	△1,860,469	1,645,598
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,979,959	△209,861	358,182	△325,722	△75,477
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△124,626	1,585,544	△136,364	△1,009,732	△928,098
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,156,056	3,893,472	6,464,258	3,306,960	3,953,714
従業員数 (人)	431	427	418	387	368

- (注) 1. 第50期、第53期及び第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第50期及び第54期では潜在株式が存在しないため、また、第53期は潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額が計上されているため、それぞれ記載しておりません。
2. 純資産額の算定にあたり、第51期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 第51期において、平成18年10月1日付をもって普通株式1株を2株に株式分割をおこなっております。第51期の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、株式分割が当期首に行われたものとして計算しております。また、第51期の自己資本利益率の算定にあたっては、株式分割が前期首に行われたものと仮定した場合における第50期の1株当たり純資産額の数値を用いております。
4. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益 (うち受取手数料)(注)8 (千円)	8,415,433 (7,781,981)	7,672,293 (6,982,789)	8,245,983 (6,844,809)	4,870,821 (3,465,616)	4,652,037 (4,823,952)
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	1,712,680	1,286,515	1,638,553	△405,997	△319,603
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	902,513	611,183	861,797	△393,884	△211,399
資本金 (千円)	1,722,000	1,722,000	1,722,000	1,722,000	1,722,000
発行済株式総数(注)6 (株)	4,448,736	8,897,472	8,897,472	8,897,472	8,897,472
純資産額 (千円)	10,295,657	10,650,274	11,014,413	10,372,998	10,128,326
総資産額 (千円)	44,777,448	41,429,338	40,112,518	35,723,425	45,204,548
1株当たり純資産額 (注)5、6 (円)	2,311.88	1,204.99	1,273.95	1,233.58	1,218.72
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (注)7 (円)	25 (—)	10 (—)	10 (—)	7.50 (—)	7.50 (—)
1株当たり当期純利益金額又は当 期純損失金額(△) (注)6 (円)	191.64	69.03	98.62	△46.05	△25.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (注)4、6 (円)	—	58.64	79.62	—	—
自己資本比率 (修正自己資本比率) (注)1、5 (%)	23.0 (44.5)	25.7 (40.6)	27.5 (48.1)	29.0 (44.5)	22.4 (32.9)
自己資本利益率(注)5、6 (%)	9.2	5.9	8.0	△3.7	△2.1
株価収益率 (倍)	13.5	11.5	5.5	—	—
配当性向 (%)	12.3	14.5	10.1	—	—
従業員数 (人)	418	416	409	380	362
委託者資産保全措置率 (注)2 (%)	2,499.2	1,942.8	2,627.4	413.7	356.8
純資産額規制比率 (注)3 (%)	703.7	779.9	865.0	1,289.4	903.8

(注)1. 修正自己資本比率

修正自己資本比率＝純資産額／総資産額(※)×100

(※ 委託者に係る(株)日本商品清算機構等への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。)

2. 委託者資産保全措置率

委託者資産保全措置率＝委託者資産保全措置額／保全対象財産額(※)×100

(※ 商品取引員である当社が委託者から預かった取引証拠金及び委託証拠金に、委託者の委託取引により発生した損益等を加減算した額から、(株)日本商品清算機構に取引証拠金として預託された額のうち委託者に返還請求権がある額を控除した額に、商品取引受託業務預り金を加算した額)

3. 純資産額規制比率

純資産額規制比率は、商品取引所法の規定に基づき、同法施行規則の定めにより決算数値をもとに算出したものであります。

商品取引員は純資産額規制比率が120%を下回ることがないようにしなければならず(同法第211条第2項)、120%を下回る事態が生じた場合には、主務大臣は商品取引員に対し商品取引受託業務の方法の変更等を、また、100%を下回る場合には3ヶ月以内の期間の業務の停止を命じることができ、業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときは商品取引員の許可を取り消すことができるとされています(同法第235条)。

4. 第50期、第53期及び第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第50期及び第54期では潜在株式が存在しないため、また、第53期は潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額が計上されているため、それぞれ記載しておりません。

5. 純資産額の算定にあたり、第51期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

6. 第51期において、平成18年10月1日付をもって普通株式1株を2株に株式分割をおこなっております。第51期の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、株式分割が当期首に行われたものとして計算しております。また、第51期の自己資本利益率の算定にあたっては、株式分割が前期首に行われたものと仮定した場合における第50期の1株当たり純資産額の数値を用いております。

7. 第50期の1株当たり配当額25円には、記念配当10円を含んでおります。また、第51期の1株当たり配当額10円には、記念配当2.50円を含んでおります。

8. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和32年1月	福岡市に商品先物取引業を目的として、豊商事株式会社を設立。
昭和36年12月	本社を東京都中央区に移転。
昭和46年1月	登録制から許可制への移行に伴い、農林大臣及び通商産業大臣より商品取引員(商品仲買人から名称変更)としての許可を受ける(17商品取引所22商品市場)。
昭和54年8月	4年毎の許可更新制に伴い、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品取引員としての第1回許可更新を受ける。
昭和61年7月	「誘導基準」をクリアし、通商産業大臣より「誘導基準適合取引員」に認定される。(その後、昭和63年を除き、平成9年3月末に誘導基準が撤廃されるまで「誘導基準適合取引員」に認定される。)
昭和62年8月	本社ビル完成に伴い、本社を所在地(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号)に移転。
平成2年2月	シンガポールにYUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. を子会社(現・連結子会社)として設立〔現・シンガポール商品取引所(SICOM)会員〕。
平成2年12月	シンガポールにYUTAKA FUTURES PTE. LTD. を子会社として設立〔シンガポール国際通貨取引所(SIMEX)会員〕。
平成3年4月	ユタカ・フューチャーズ株式会社及び東穀不動産株式会社(現・ユタカエステート株式会社)をそれぞれ子会社(現・連結子会社)とする。
平成3年8月	農林水産大臣及び通商産業大臣より第一種商品取引受託業の許可(16商品取引所25商品市場)を受ける。
平成3年10月	豊不動産株式会社を吸収合併し、経営基盤の強化と事業の拡大を図る。
平成4年10月	「商品投資に係る事業の規制に関する法律(商品ファンド法)」に基づき、大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業協議法人としての許可を受ける。
平成6年9月	子会社ユタカ・フューチャーズ株式会社が農林水産大臣及び通商産業大臣より「商品ファンド法」に基づく商品投資顧問業者(CTA)の許可を受ける。
平成7年8月	商品取引所法に基づく第一種商品取引受託業の許可更新(12商品取引所24商品市場)を受ける。
平成7年10月	「商品ファンド法」に基づき、大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業運用法人(同協議法人から種類変更)としての許可更新を受ける。
平成7年11月	日本証券業協会において店頭売買銘柄としての登録承認を受け、株式を公開する。
平成9年2月	東京金融先物取引所(現 株式会社東京金融取引所)に会員として加入。
平成13年8月	商品取引所法に基づく第一種商品取引受託業の許可更新(7商品取引所20商品市場)を受ける。
平成16年12月	日本証券業協会による店頭登録市場の廃止に伴い、株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年3月	改正商品取引所法第190条第1項の規定に基づき商品取引受託業務の許可を受ける。
平成18年2月	プライバシーマーク認証を取得(認定番号A680005)。
平成18年7月	連結子会社 ユタカ・アセット・トレーディング株式会社設立。
平成18年4月	取引所為替証拠金取引「くりっく365」開始(当社のサービス名「Yutaka24」)。
平成18年9月	改正金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業を登録。

- (注) 1. 平成13年1月6日付で省庁再編により、通商産業省は経済産業省に、大蔵省は財務省に、それぞれ名称を変更しております。
2. 平成22年4月1日付で、ジャスダック証券取引所は大阪証券取引所との合併により解散し、大阪証券取引所が存続会社となりジャスダック市場を引継いでおります。

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社及び当社の子会社13社(海外子会社10社と国内子会社3社)でもって構成されており、商品先物取引関連事業を主要な事業とするほか、当社本社ビル管理等を主な業務とする不動産管理業を行っております。

事業部門別による企業の配置は、

(1) 商品先物取引関連事業

- 商品先物取引及び外国為替証拠金取引業 : 当社
YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD (シンガポール現地法人子会社)
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社 (子会社)
 - 商品投資販売業 : 当社
 - 商品投資顧問業等 : ユタカ・フューチャーズ株式会社 (子会社)
YUTAKA ASSET MANAGEMENT CAYMAN LTD. (子会社)
YUTAKA IDX COMPANY LTD. (GP) (子会社)
YUTAKA GP LTD. (子会社)
TSUBASA GP LTD. (子会社)
YTV GP LTD. (子会社)
その他4社 (子会社)
- (2) 不動産管理業 : ユタカエステート株式会社 (子会社)

となっております。

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の先物取引(商品取引所法第2条第2項から第8項に規定する商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という。)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という。)を主業務とする商品先物取引事業を主たる事業としております。なお、当社が商品市場で行う各業務は、それぞれ商品取引所法、同法施行令、同法施行規則など関連法令等による規制を受けております。

(1) 商品先物取引関連事業

① 商品先物取引

当社は、次に掲げる各商品取引所の各上場商品について受託業務及び自己売買業務を行っております。また、子会社のユタカ・アセット・トレーディング株式会社は、自己売買業務を行っております。

(受託業務)

当社は、商品取引所法第190条第1項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「商品取引受託業務」の許可を受けております。〔許可番号(平成17年3月18日更新)：農林水産省「農林水産省指令16総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16商第1号」。〕

同法は、昭和42年の改正(昭和43年施行)により、それまでの登録制から許可制へ移行(3年間の経過措置)し、その後昭和50年には4年毎の許可更新制(平成10年4月22日改正、平成11年施行の商品取引所法により、経過措置も含めた6年毎の許可更新制へ移行)、さらに平成2年には資本の額及び組織形態による第一種・第二種の区分許可制が導入されております。なお、平成17年5月改正法施行により、第一種・第二種の区分については廃止となっております。

当社は、昭和46年1月25日最初の許可を取得して以来、引き続き商品取引員として業務を行ってきております。

取引所名	市場名	上場商品名	受託業者の許可を受けた会社	取次業者の許可を受けた会社
東京穀物商品取引所	農産物	Non-GMO大豆、一般大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆	当社	—
	砂糖	粗糖、精糖	当社	—
東京工業品取引所	貴金属	金（標準取引・ミニ取引）、銀、白金（標準取引・ミニ取引）、パラジウム、金オプション	当社	—
	アルミニウム	アルミニウム	当社	—
	ゴム	ゴム(RSS3号)	当社	—
	石油	ガソリン、灯油、原油	当社	—
	日経・東工取商品指数	日経・東工取商品指数	当社	—
中部大阪商品取引所	貴金属	金	当社	—
	ゴム	ゴム(RSS3号)	当社	—
	石油	ガソリン、灯油	当社	—
関西商品取引所	農産物	米国産大豆、小豆、とうもろこし	当社	—
	砂糖	粗糖	当社	—
	水産物	冷凍えび	当社	—
	農産物・飼料指数	国際穀物指数(コーン75指数)、コーヒー指数	当社	—

- (注)1. 上記において「受託業者の許可」とは商品市場における売買について委託者の委託を受け商品取引所へ直接注文の執行ができる許可であり、「取次業者の許可」とは商品取引所への注文の執行を「受託業者の許可」を受けた商品取引員を通して行うことのできる許可であります。
2. イ 中部大阪商品取引所において、「貴金属市場」が開設されて平成21年10月13日より「金」の取引が開始されております。
- ロ 東京工業品取引所において、「日経・東工取商品指数」が開設されて平成22年3月23日より「日経・東工取商品指数」(TOCOM NEXT)の取引が開始されております。
3. 平成22年3月末現在、取引または立会いを休止している上場商品は上表から除いております。

② 外国為替証拠金取引(FX取引)

当社は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者の登録を受けて、東京金融取引所の取引所為替証拠金取引「くりつく365」(当社取扱商品名Yutaka24)並びに当社独自の開発商品である「e-kawase」(店頭外国為替証拠金取引)の外国為替証拠金取引業を行っております。

また、子会社のユタカ・アセット・トレーディング株式会社は、自己売買業務を行っております。

③ 商品投資販売業

当社は、金融商品取引法に基づき商品ファンドの組成及び販売を行う事業を行っております。

④ 商品投資顧問業

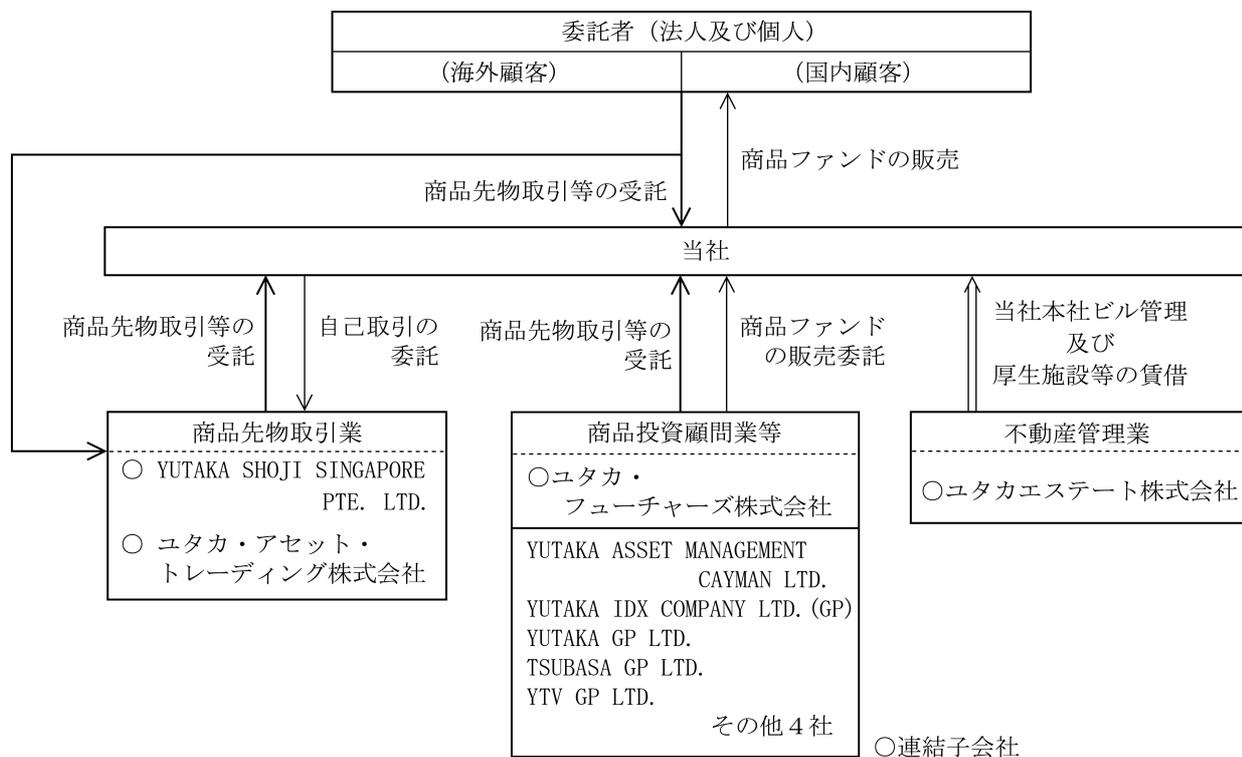
当社の子会社であるユタカ・フューチャーズ株式会社は、金融商品取引法に基づき顧客との間で商品投資顧問契約を締結し、当該契約に基づき先物取引により顧客の資産の運用を行う事業を行っております。

(2) 不動産管理業

当社の子会社であるユタカエステート株式会社は、当社本社ビル管理並びに研修厚生用施設の賃貸事業等を行っております。

なお、後記「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」の「(セグメント情報)」に掲記したとおり、事業の種類別セグメント情報を記載しておりませんので、事業部門等に基づいて記載しております。

また、事業系統図を示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	5,000千 シンガポールドル	商品先物取引 関連事業	100.0	商品先物取引の受託 資金援助……………無 役員の兼任等……………有 債務保証……………有
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	東京都中央区	300,000	商品先物取引 関連事業	100.0	商品先物取引の受託 資金援助……………有 役員の兼任等……………有
ユタカエステート株式会社	東京都中央区	30,000	不動産管理業	100.0	当社本社ビルの管理及び厚生施設等の賃借等 資金援助……………無 役員の兼任等……………有
ユタカ・フューチャーズ株式会社	東京都中央区	100,000	商品先物取引 関連事業	75.0	商品投資顧問並びに商品先物取引の受託 資金援助……………無 役員の兼任等……………有

- (注)1. 主要な事業の内容欄には、後記「第5 経理の状況」「第1 連結財務諸表等」の「(セグメント情報)」に掲記したとおり、事業の種類別セグメント情報を記載しておりませんので、事業部門等に基づいて記載しております。
2. 特定子会社は、YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 及びユタカ・アセット・トレーディング株式会社であります。
3. 上記の会社のうち、有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 関係会社は上記の会社のほか9社の非連結子会社(持分法非適用会社)があります。
5. 当社は、YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. が、商品取引所等へ保証預託として差入れている金融機関よりの信用状に対して、保証を行っております。
6. その他の関係会社は、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社(住所：東京都港区、資本金：2,755百万円、主要な事業の内容：証券業等、議決権の被所有割合:21.86%)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業部門等の名称	従業員数(人)
商品先物取引関連事業	354
不動産管理業	2
全社(共通)	12
合計	368

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
362	37.1	10.0	4,824

- (注)1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、現在、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の我が国経済は、ロンドン金融サミットにおいて世界的な財政拡大措置で意見が一致したことから景気回復期待がふくらみ、日経平均株価も昨年度末の急落場面から大きく反発、10,000円の大台を回復するに至りました。その後は有効な景気対策が見えてこないことから株式市場が低迷、円高も下落に拍車をかけました。12月に入ると円安をきっかけに反発、日経平均株価も10,500円台を回復するに至りました。年明けはオバマ政権による金融規制から世界的株安となりましたが、その後は米経済指標の好転からNYダウが反発、日経平均株価も年度末にかけて堅調な展開となりました。

商品相場は、ニューヨーク原油が景気回復期待や株高を受けて上昇し、70ドル台まで値を戻しました。株価の修正に追随し下値を探る場面もありましたが概ね堅調に推移、国内エネルギー市場も同様に上昇場面となりました。年初は金融規制強化を背景にファンド売りが入り下落、国内エネルギー市場も急落場面となりましたが、その後は米経済指標の改善に伴う景気回復期待感からニューヨーク原油が反発、国内市場も堅調な推移となりました。

金は原油価格上昇や株高・ドル安を背景に6月上旬まで堅調に推移しましたが、その後は米国雇用統計など経済指標の悪化から世界的景気回復は時期尚早との見方が強まり下落場面となりました。後半に入ると株式市場の上昇を受けて反発、国内市場は抵抗線であった3,000円を上抜くとテクニカル買いが誘発されて上昇場面となりました。年初は米国の金融規制の影響から下落しましたが、年度末にかけては円安がサポート要因となり堅調な推移となりました。白金は前半こそ米国自動車大手クライスラーやGMの連邦破産申請の影響が意識され下値を探る場面がありましたが、その後は、白金ETFの上場による新たな需要に対する期待感から堅調な推移となりました。年明けはユーロ安から下押し場面もみられましたが、南アフリカ鉱山の生産減少懸念を背景に上昇場面となりました。

穀物は米国中西部の主産地において雨が多い天候だったため、作付け遅延に繋がるとの見方からシカゴ市場が堅調に推移、国内市場のとうもろこし、大豆ともその後を追いかける形となり6月中旬まで堅調に推移しました。その後は生育に適した天候推移となったことからとうもろこし・大豆が急落、時間の経過と共に豊作が確定的となり下値を追う展開となりました。その後、産地での収穫遅れを材料に反発しますが、米農務省需給報告において大豆・とうもろこし共に過去最高の生産見通しとなったことから急落場面となりました。

ドル円相場は、リーマン・ショック以降のリスク回避的な円買いが一巡し、100円台でのスタートとなり、101円半ばまで上昇しました。しかし、世界的な景気回復期待から株式市場や新興国通貨が買われ始めると、昨秋から続いたドル買いから一転し、ドル円は緩やかにドル下落傾向となりました。11月には藤井財務大臣（当時）の円高容認発言をきっかけに円高の流れが加速し、1995年7月以来となる84.85円まで円高が進行しました。その後は米国の景気回復期待からドル高円安の動きとなりました。

このような環境のもとで、当社グループの総売買高は3,462千枚（前年同期比16.7%減）となり、受取手数料は4,851百万円（同38.7%増）、売買損益は227百万円の損失（前年同期は、1,487百万円の利益）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、営業収益4,683百万円（前年同期比8.0%減）、経常損失431百万円（前年同期は、237百万円の経常損失）、当期純損失270百万円（前年同期は、260百万円の当期純損失）となりました。

なお、後記「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表」の「(セグメント情報)」に掲記したとおり事業の種類別セグメント情報を記載しておりませんので、事業部門等に基づいて記載しております。

1) 商品先物取引関連事業

当事業において、受取手数料は4,851百万円（前年同期比38.7%増）、売買損益は227百万円の損失（前年同期は、1,487百万円の利益）となりました。この結果、当事業での営業収益は4,637百万円（前年同期比8.0%減）、営業損失は431百万円（前年同期は、374百万円の営業損失）となりました。

2) 不動産管理業等

当事業において、営業収益は46百万円（前年同期比4.5%減）、営業損失は4百万円（前年同期は、2百万円の営業利益）となっております。

イ. 受取手数料

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
現物先物取引		
農産物市場	609,930	3.2
砂糖市場	74,956	97.1
貴金属市場	1,470,183	43.2
アルミニウム市場	71	△90.3
ゴム市場	116,552	△55.4
石油市場	68,762	△34.9
ニッケル市場	—	△100.0
小計	2,340,454	15.6
現金決済取引		
貴金属市場	642,502	△2.2
石油市場	5,731	△25.9
小計	648,233	△2.5
指数先物取引		
日経・東工取商品指数市場	14,195	—
天然ゴム指数市場	1,140	△53.1
小計	15,335	531.1
商品先物取引計	3,004,024	11.6
商品投資販売業		
商品ファンド	36	△97.2
外国為替証拠金取引等	1,847,081	129.0
合計	4,851,142	38.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ロ. 売買損益

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
現物先物取引		
農産物市場	△45,772	—
砂糖市場	△11,200	—
貴金属市場	△282,363	—
アルミニウム市場	—	—
ゴム市場	△19,250	—
石油市場	28,579	△96.9
ニッケル市場	—	—
小計	△330,008	—
現金決済取引		
貴金属市場	△25,572	—
石油市場	△60,045	—
小計	△85,617	—
指数先物取引		
日経・東工取商品指数市場	104	—
天然ゴム指数市場	△411	—
小計	△306	—
その他	△3,753	—
商品先物取引計	△419,685	—
商品売買損益	22,644	—
外国為替証拠金取引等売買損益	169,051	10.7
合計	△227,990	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ハ. その他

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
不動産管理業	46,947	△4.5
商品投資顧問業	10,055	△74.1
その他	3,798	△76.0
合計	60,801	△41.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当社及び当社の関係会社の商品先物取引の売買高に関して当連結会計年度中の状況は、次のとおりであります。

二. 商品先物取引の売買高の状況

区分		委託(枚)	前年同期比 (%)	自己(枚)	前年同期比 (%)	合計(枚)	前年同期比 (%)
現物先物 取引	農産物市場	694,995	17.1	197,875	11.0	892,870	15.7
	砂糖市場	89,523	236.0	12,689	△4.0	102,212	156.4
	貴金属市場	357,213	△12.1	617,500	24.0	974,713	7.8
	アルミニウム市場	59	△93.3	—	△100.0	59	△94.0
	ゴム市場	216,427	△38.7	62,598	△53.9	279,025	△42.9
	石油市場	110,117	△14.6	146,783	△20.5	256,900	△18.1
	ニッケル市場	—	△100.0	—	—	—	△100.0
	小計	1,468,334	△2.7	1,037,445	2.7	2,505,779	△0.5
現金決済 取引	貴金属市場	866,253	△42.1	42,394	△56.5	908,647	△43.0
	石油市場	13,626	9.5	27,227	0.3	40,853	3.2
	小計	879,879	△41.7	69,621	△44.1	949,500	△41.8
指数先物 取引	日経・東工取 商品指数市場	4,819	—	93	—	4,912	—
	天然ゴム指数市場	570	△59.8	180	△93.0	750	△81.2
	小計	5,389	279.8	273	△89.4	5,662	42.1
その他		—	—	1,696	—	1,696	—
合計		2,353,602	△22.1	1,109,035	△2.5	3,462,637	△16.7

(注)1. 主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりであります。

取引所名	銘柄名	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		取引所名	銘柄名	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		委託売買高 (枚)	割合(%)			委託売買高 (枚)	割合(%)
東京工業品取引所	金ミニ	1,451,857	48.1	東京工業品取引所	金ミニ	855,379	36.3
東京工業品取引所	ゴム	352,993	11.7	東京穀物商品取引所	一般大豆	476,013	20.2
東京穀物商品取引所	とうもろ こし	303,858	10.1	東京工業品取引所	金	241,160	10.2
東京工業品取引所	金	265,791	8.8	東京工業品取引所	ゴム	216,326	9.2

2. 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、IOM一般大豆は10トンというように1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

当社及び当社の関係会社の商品先物取引に関する売買高のうち、当連結会計年度末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は、次のとおりであります。

ホ. 商品先物取引の未決済建玉の状況

区分		委託(枚)	前年同期比 (%)	自己(枚)	前年同期比 (%)	合計(枚)	前年同期比 (%)
現物先物 取引	農産物市場	28,899	61.6	628	△63.6	29,527	50.5
	砂糖市場	13,274	713.9	119	—	13,393	721.2
	貴金属市場	11,141	34.6	1,265	93.7	12,406	39.0
	アルミニウム市場	20	△70.6	—	—	20	△70.6
	ゴム市場	1,641	△69.1	171	△14.9	1,812	△67.2
	石油市場	2,392	△52.6	682	△52.3	3,074	△52.5
	ニッケル市場	—	—	—	—	—	—
	小計	57,367	50.1	2,865	△28.5	60,232	42.6
現金決済 取引	貴金属市場	12,151	△53.2	—	△100.0	12,151	△53.3
	石油市場	322	△83.2	40	△56.5	362	△82.0
	小計	12,473	△55.3	40	△61.5	12,513	△55.3
指数先物 取引	日経・東工取 商品指数市場	1,591	—	15	—	1,606	—
	天然ゴム指数市場	—	—	—	△100.0	—	△100.0
	小計	1,591	—	15	△75.0	1,606	2,576.7
合計		71,431	8.0	2,920	△30.0	74,351	5.8

所在地別業績は、次のとおりであります。

1) 日本

国内では、営業収益は4,630百万円（前年同期比8.6%減）、営業損失は438百万円（前年同期は、353百万円の営業損失）となりました。

2) 東南アジア

東南アジアでは、営業収益は53百万円（前年同期比90.8%増）、営業利益は1百万円（前年同期は15百万円の営業損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、差入保証金の増加、預り取引保証金の減少等による支出があったものの、金融商品取引保証金等による収入が増加した結果、前連結会計年度末に比べて646百万円の増加となり、当連結会計年度末は、3,953百万円（前年同期比19.6%増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の取得は、1,645百万円（前年同期は1,860百万円の使用）となりました。これは、金融商品取引保証金等による収入が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の使用は、75百万円（前年同期は325百万円の使用）となりました。これは、定期預金の預入による支出等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の使用は、928百万円（前年同期は1,009百万円の使用）となりました。これは、社債の償還による支出等によるものであります。

なお、当企業グループのキャッシュ・フロー指標のトレンドは、下記のとおりであります。

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
自己資本比率(%)	25.8	28.0	29.7	22.8
時価ベースの自己資本比率(%)	16.5	11.6	6.9	4.6
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	—	0.3	—	0.7
インタレスト・カバレッジ・レシオ	—	74.3	—	58.9

(注)1. 各指標の算定方法は次のとおりです。

- ・自己資本比率 : 自己資本÷総資産
- ・時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額÷総資産
- ・キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債÷営業キャッシュ・フロー
- ・インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー÷利払い

2. 各指標は連結ベースの財務数値に基づいて算出しております。
3. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(連結上の自己株式控除後)により計算しております。
4. 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。
5. 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち、利子の支払いを要する全ての負債を対象としております。
6. 利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。
7. 平成19年3月期及び平成21年3月期において、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっておりますので、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

2 【対処すべき課題】

商品先物取引業界は、商品市場の自由化・国際化の進展等による市場規模の拡大が見込まれるものの、手数料の完全自由化や商品取引所法、個人情報保護法等の法的規制の強化などに加えて投資運用環境の低迷等に影響を受けて引き続き厳しい環境にあります。

当社グループにおきましては、このような経営環境下において、今までにも増してグループの総力を挙げて次の課題に取り組んでまいります。

第一に、従前からの法令遵守の徹底をさらに一層強化・注力してまいります。

第二に、お客様の多様化するニーズに応えるため、質の高い商品・サービスを提供しお客様の資産運用等に大いに貢献してまいります。

第三に、収益構造の多角化を構築し、一層の財務体質と経営基盤の強化を図る等、更なる成長に向けて努力してまいります。

当社は、これらの課題に真摯に取り組み、実効あるものにしてまいりますとともに企業価値の向上に努める所存であります。

3 【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループ(以下、本項目において当社という。)の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項目においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末(平成22年3月31日)現在において判断したものであります。

(1) 当社の事業内容

① 商品先物取引業界の動向

市場主義経済圏の拡大に伴い、商品(コモディティ)や金融商品は、グローバルに展開して行くなかで、取引形態の多様性と相俟って価格変動と為替に晒されるリスクを内包することから、この価格変動と為替のリスクをヘッジする手法としての先物取引の重要性が経済的、社会的見地からますます高まってきております。我が国の商品先物取引市場は、世界の商品市場をリードする代表的な取引所となっている東京穀物商品取引所や東京工業品取引所を含めて全国4ヵ所で開設されており、国際的大型商品である金(ゴールド)・白金(プラチナ)等の貴金属、大豆・とうもろこし等の農産物、ガソリン・原油等の石油、そしてゴム等が取引され、新規商品が上場される等、底堅く推移して行くものと期待されます。

先般の改正商品取引所法の施行に伴い、勧誘行為等の受託業務活動の規制強化と併せて、委託者資産保全の充実化が図られております。アウトハウス型クリアリングハウス(清算機構)である(株)日本商品清算機構の設立により、取引の安全性が国際水準程度に高まったことから今まで信用リスク(取引先リスク)の観点から取引を見送っていた向きのある、国内はもとより海外の機関投資家にとって信用リスクの不安が一掃されると思われるため、その参加が大いに期待されますが、一方において市場の自由化・国際化の進展に伴い、異業種、あるいは外資系企業からの参入が拡大する可能性があるかと予測されますので、既存の商品取引員間との企業競争も含めて今後の動向次第では当社の経営環境に影響を及ぼす可能性があります。

② 受託業務と自己売買業務(自己ディーリング)

当社は全国4ヵ所すべての取引所において、商品取引員として顧客(委託者)から委託を受ける受託業務を行うとともに、自己の計算による自己売買業務(自己ディーリング)を行っております。

受託業務

当社の顧客(委託者)は、リスク・ヘッジを主とする商品保有者(将来保有を含む。)である商社等の法人顧客と、一方でリスクをとって収益機会を得ようとするリスク・テーカーと称される一般顧客(一般法人を含むが、大半は個人顧客)で構成され、受託取引の比率は概ね4分の1が前者で、4分の3が後者となっております。

商品先物取引は、実際の商品の総代金ではなく、定められた額の証拠金を担保として預託することにより取引が行われることから、投資運用効率が高いと考えられます。この投資運用効率は、大きな利益を得る機会を齎す半面、ときにより損失を蒙る場合があるため、一般顧客を中心とする市場参加者の動向は受託取引の多寡に関係し、業績(受取手数料)に影響を与えることとなります。また、受託取引に伴う預り証拠金(外国為替取引の場合は預り取引保証金、金融商品取引保証金)、委託者未収金や委託者未払金等の債権債務、日本商品清算機構・取引所への預託額及び法人顧客との継続取引に伴う取引保証等の差入保証金等の増減は財政状態とキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

自己売買業務(自己ディーリング)

一方、自己売買業務(自己ディーリング)は、受託業務に伴う市場流動性を確保するマーケット・メーカーとしての役割からリスクテイクする場合等がありますが、主として、収益機会を獲得するために当社独自の相場観により自己ディーリングを行っております。当社は自己ディーリングを行うにあたり、専任部署と専任担当者を定めて社内規程に基づき、厳しい運用管理を行っておりますが、売買損益の状況は業績に影響を及ぼすこととなります。当社は、自己売買業務(自己ディーリング)に対し、ディーラーの育成強化に努めるなど収益の拡大に取り組んでおります。

(2) 大幅な相場変動に伴うリスクについて

その他有価証券(有価証券及び投資有価証券)の保有に関しては、株価の変動という証券市場のリスクを伴っております。その他有価証券の評価については、時価のあるものについて時価法で、時価のないものについては移動平均法による原価法でそれぞれ評価し、時価のあるものについては時価、時価のないものについては実質価額が取得原価より著しく下落し、かつ回復可能性がないと判断したものについては、当社の減損処理基準に従い時価または実質価額まで減損処理を行うこととしております。

(3) 当社の事業における法的規制

当社の主要な事業である商品先物取引業は、商品取引所法、同法施行令、同法施行規則等の関連法令、商品取引所が定めた受託契約準則、その他当業界の自主規制団体の日本商品先物取引協会(商品取引所法に基づく特殊法人)が定めた自主規制ルール等の適用を受けております。また、この他に消費者契約法、個人情報保護法の適用を受けるとともに、「商品ファンド」「外国為替証拠金取引」については、金融商品取引法の適用を受けるとともに、金融商品販売法に基づき「金融商品の販売に係わる勧誘方針」を設定しております。

当社は、商品取引所法の規定に基づき、取引の受託業務を行うことができる商品取引員として農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けております。

商品取引所法等の法令に違反した場合には、受託業務活動に支障を来す処分を受ける場合があり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、受託業務を行う社員は外務員の資格を取得し主務大臣の行う登録を受ける必要があります。登録外務員が顧客との受託業務活動において、会社が外務員の権限を内部的に制限している場合でも、外務員が行った行為が外務員の権限外の行為であって、当該権限行為により第三者に損害が発生した場合には、当該外務員が所属する会社は、当該外務員の使用者として、当該第三者に対し損害賠償責任を負う可能性があります。このような損害賠償が発生した場合、業績に影響を与える可能性があります。当社は社内規程等内部管理体制の充実強化を図るとともに社員研修を通して法令遵守の徹底に努めております。

(4) 訴訟について

平成22年3月末現在、特段に記載すべき重要な訴訟事件はありませんが、顧客との受託取引等に起因する重要な訴訟やその他重要な請求の対象とされる可能性があります。これらの結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 純資産額規制比率及び自己資本規制比率について

純資産額規制比率は、商品取引所法の規定に基づき、同法施行規則の定めにより算出することとしたものでありますが、商品取引員は純資産額規制比率が120%を下回ることがないようにしなければならず(同法第211条第2項)、120%を下回る事態が生じた場合には、主務大臣は商品取引員に対し商品取引受託業務の方法の変更等を、また、100%を下回る場合には3ヶ月以内の期間の業務の停止を命じることができ、業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときは商品取引員の許可を取り消すことができるとされています(同法第235条)。

また、自己資本規制比率は、金融商品取引法の規定に基づき内閣府令の定めにより算出することとしたものでありますが、外国為替証拠金取引(FX)業者は、自己資本規制比率が120%を下回ることがないようにしなければならぬと定められております。

当社は、純資産額規制比率及び自己資本規制比率が要求される水準を下回った場合には、純資産額規制比率に関しては農林水産大臣及び経済産業大臣から、自己資本規制比率に関しては内閣総理大臣から業務の停止等を含む様々な命令等を受けることとなります。これらの結果によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報保護に関して

当社は、顧客の個人情報を扱う企業であることから、その社会的責任を認識し、個人情報管理に積極的に取り組み、当社における個人情報保護方針を制定し、平成17年4月に施行された、いわゆる個人情報保護法に対応してきており、平成18年2月に「プライバシーマーク」を取得するなど、個人情報保護管理体制に適切に対処する旨努めております。

しかしながら、顧客の個人情報や当社の機密情報が、不正なアクセスなど何らかの方法により外部に漏洩し、あるいは悪用された場合等には、損害賠償が発生する可能性があります。加えて当社の信頼を失うおそれがあり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム障害について

当商品市場において、取引所の取引システムが故障を発生し、取引が一時停止するなどの事故が起っておりますが、現状、特段大きな混乱に至っていないものの、当社の社内システムを含め係る状況が発生した場合には顧客等に与える影響は予測しがたいものがありますが、当社の社内システムに関しては、安全性の確保を図る等、システム管理の徹底に努めております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項目において、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末(平成22年3月31日)現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、売掛債権、棚卸資産、有形・無形固定資産、投資、法人税等、退職金等の計上に関しては重要な会計方針及び見積りによる判断を行っております。実際の結果は、見積りによる不確実性のため異なる結果となる可能性があり、業績に影響を与える可能性があります。また、重要な会計方針が連結財務諸表において使用される見積りと判断に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績は、営業収益が振るわなかったことから、営業損益、経常損益ともに損失を計上し、当期純損益は、270百万円の損失(前年同期は、260百万円の当期純損失)を計上しました。

営業収益

当連結会計年度の営業収益は、前年同期比8.0%(406百万円)減少の4,683百万円となりました。受取手数料は同38.7%増加して4,851百万円、売買損益は227百万円の損失(前年同期は、1,487百万円の利益)となりました。その他の営業収益は60百万円(同41.4%減)であり、その内訳は、不動産管理業が46百万円(同4.5%減)、商品投資顧問業が10百万円(同74.1%減)、その他3百万円(同76.0%減)となっております。

営業費用

当連結会計年度の営業費用は、同6.3%(342百万円)減少の5,120百万円となりました。この主な内訳は、人件費が前連結会計年度に比べて130百万円、地代家賃が同61百万円、貸倒引当金繰入額が同49百万円それぞれ減少しております。

営業利益

当連結会計年度の営業損益は、436百万円の損失(前年同期は371百万円の営業損失)となりました。当連結会計年度において、営業収益は前連結会計年度に比べて406百万円、営業費用は同342百万円それぞれ減少し、営業損益は同64百万円減少しております。

営業外収益

当連結会計年度の営業外収益は、同71.9%(167百万円)減少の65百万円となりました。この主な内訳は、前連結会計年度に比べて受取利息が57百万円、為替差益が同93百万円それぞれ減少しております。

営業外費用

当連結会計年度の営業外費用は、同38.6%(37百万円)減少の60百万円となりました。この主な内訳は、前連結会計年度に比べて為替差損が18百万円、貸倒引当金繰入額が同8百万円それぞれ増加し、支払利息が同4百万円、有価証券償還損が同60百万円それぞれ減少しております。

経常利益

当連結会計年度の経常損益は、431百万円の損失（前年同期は237百万円の経常損失）となりました。当連結会計年度において、営業外収益は前連結会計年度に比べて167百万円、営業外費用は37百万円それぞれ減少した結果、営業外収益から営業外費用を差し引いた純額129百万円の減少に営業損益の64百万円の減少を加えて、経常損益は前連結会計年度に比べて193百万円の減少となっております。

特別利益

当連結会計年度の特別利益は、同35.0%（30百万円）減少の56百万円となりました。この主な内訳は、前連結会計年度に比べて、貸倒引当金戻入額が35百万円増加し、事業譲渡益が同57百万円、投資有価証券売却益が同9百万円それぞれ減少しております。

特別損失

当連結会計年度の特別損失は、同93.7%（307百万円）減少の20百万円となりました。この主な内訳は、前連結会計年度に比べて金融商品取引責任準備金繰入額が1百万円、会員権売却損が同3百万円それぞれ増加し、投資有価証券評価損が同260百万円等減少しております。

税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の税金等調整前当期純損益は、394百万円の損失（前年同期は478百万円の税金等調整前当期純損失）となりました。これは、経常損益431百万円の損失に、特別利益から特別損失を差し引いた純額36百万円の増加からなっております。前連結会計年度に比べて、特別利益は30百万円、特別損失は307百万円それぞれ減少した結果、特別利益から特別損失を差し引いた純額276百万円の増加に経常損益の193百万円の減少を加えて税金等調整前当期純損益は83百万円の増加となっております。

法人税等

当連結会計年度の法人税等は、前連結会計年度に比べ61百万円増加して、マイナス134百万円の計上となりました。これは税金等調整前当期純損益が83百万円増加したことによるものであります。

少数株主利益

当連結会計年度の税金等調整前当期純損益から控除（またはマイナスの控除で増益要因）される少数株主利益は、前連結会計年度に比べて30百万円増加の9百万円となりました。これは、連結子会社のユタカ・フューチャーズ株式会社の業績が堅調に推移したことによるものであります。

当期純利益

当連結会計年度の当期純損益は、270百万円の損失（前年同期は260百万円の当期純損失）となりました。営業収益に対する比率は、マイナス5.8%（前連結会計年度マイナス5.1%）となっております。

自己資本利益率は、マイナス2.6%（前連結会計年度マイナス2.4%）となりました。また、1株当たり当期純損益は、32.70円の損失（前連結会計年度は30.75円の損失）となりました（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記「1株当たり情報」参照）。

(3) 財政状態に関する分析

当連結会計年度末の資産総額は45,534百万円、負債総額は35,131百万円、純資産は10,402百万円となっております。当連結会計年度末の資産総額45,534百万円は前連結会計年度末35,951百万円に比べて9,582百万円増加しておりますが、この内訳は流動資産が9,062百万円、固定資産が520百万円それぞれ増加となり、主に「差入保証金」が9,131百万円増加しております。負債総額35,131百万円は、前連結会計年度末25,266百万円に比べて9,865百万円増加しておりますが、この内訳は、流動負債が10,570百万円増加し、固定負債が706百万円の減少、特別法上の準備金が1百万円の増加となり、主に「金融商品取引保証金」が10,869百万円増加しております。

当連結会計年度末の純資産10,402百万円は前連結会計年度末10,685百万円に比べて283百万円減少しておりますが、この内訳は株主資本が369百万円減少して、評価・換算差額等が76百万円、少数株主持分が9百万円それぞれ増加しております。

なお、当連結会計年度末の自己資本比率は22.8%（前連結会計年度末は29.7%）となっております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度における連結ベースのキャッシュ・フローは、前連結会計年度末に比べて646百万円の増加となり、当連結会計年度末は、3,953百万円（前年同期比19.6%増）となりました。その内訳は、営業活動によるキャッシュ・フローは1,645百万円の取得（前年同期は1,860百万円の使用）、投資活動によるキャッシュ・フローは75百万円の使用（前年同期は、325百万円の使用）、財務活動によるキャッシュ・フローは928百万円の使用（前年同期は1,009百万円の使用）となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)の当連結会計年度における設備投資の総額は、59百万円であり、主として商品先物関連事業における営業設備の更新等を実施しております。

なお、後記「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」の「(セグメント情報)」に掲記したとおり事業の種類別セグメント情報を記載しておりませんので、事業部門等に基づいて記載しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	全社管理 業務及び 販売業務	その他設備	319,302	6,209	1,560,696 (352.13㎡)	93,059	1,979,268	143
第2豊ビル (東京都中央区)	不動産管理 業務	その他設備	446,073	—	93,531 (194.6㎡)	—	539,605	1
大阪支店 (大阪市中央区)	商品先物取 引関連事業	販売設備	3,961	—	— (—)	997	4,959	27
福岡支店 (福岡市博多区)	商品先物取 引関連事業	販売設備	1,665	—	— (—)	313	1,979	27

(2) 国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ユタカ・フュー チャーズ株 式会社	本社 (東京都 中央区)	商品先物取 引関連事業	販売 設備	113	—	— (—)	—	113	1
ユタカエステ ート株式会社	宇佐美 研修所 (静岡県 伊東市)	不動産 管理業	研修等 設備	440,664	—	12,900 (1,122.6㎡)	400	453,965	2

(3) 在外子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	本社 (シンガ ポール)	商品先物取 引関連事業	販売 設備	2,225	—	— (—)	3,450	5,675	3

- (注)1. 帳簿価額のうち「その他」欄は、「器具及び備品」及び「リース資産」の金額であります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特に記載すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特に記載すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,897,472	8,897,472	大阪証券取引所 (ジャスダック市場)	単元株式数 1,000株
計	8,897,472	8,897,472	—	—

(注) 平成22年4月1日付で、ジャスダック証券取引所は大阪証券取引所との合併により解散し、大阪証券取引所が存続会社となりジャスダック市場を引継いでおります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以降に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成7年11月15日 (注)1	600,000	4,448,736	522,000	1,722,000	574,480	1,104,480
平成18年10月1日 (注)2	4,448,736	8,897,472	—	1,722,000	—	1,104,480

(注)1. 有償一般募集

入札による募集

発行数370,000株 発行価格1,740円

資本組入額870円

払込金額総額684,780千円

入札によらない募集

発行数230,000株 発行価格1,790円

資本組入額870円

払込金額総額411,700千円

2. 株式分割(1:2)による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	9	9	13	3	2	419	455	—
所有株式数 (単元)	—	865	17	1,951	64	20	5,958	8,875	22,472
所有株式数 の割合(%)	—	9.75	0.19	21.98	0.72	0.23	67.13	100.0	—

(注) 当社所有の自己株式586,852株は、「個人その他」の欄に586単元、「単元未満株式の状況」の欄に、852株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
黒川木徳フィナンシャル ホールディングス株式会社	東京都港区赤坂5丁目2-20	1,793	20.15
多々良 義 成	東京都杉並区	1,677	18.85
橋 本 建 生	東京都昭島市	383	4.30
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	312	3.50
株式会社みずほ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12 (常任代理人) 資産管理サービス信託銀行株式会社	240	2.69
竹 田 和 平	名古屋市天白区	220	2.47
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1-1	160	1.79
多々良 實 夫	東京都目黒区	156	1.75
多々良 節 子	福岡県春日市	147	1.65
豊商事従業員持株会	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目16-12	139	1.56
計	—	5,228	58.76

(注) 当社は、自己株式586,852株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.60%)を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 586,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 90,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,199,000	8,199	—
単元未満株式	普通株式 22,472	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	8,897,472	—	—
総株主の議決権	—	8,199	—

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式 852株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 豊商事株式会社	東京都中央区日本橋 蛸殻町1丁目16-12	586,000	—	586,000	6.59
(相互保有株式) ユタカ・フューチャーズ 株式会社	東京都中央区日本橋 蛸殻町1丁目6-3	90,000	—	90,000	1.01
計	—	676,000	—	676,000	7.60

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成21年5月19日)での決議状況 (取得期間平成21年5月20日～平成21年9月30日)	250,000	150,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	96,000	35,535
残存決議株式の総数及び価額の総額	154,000	114,465
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	61.60	76.31
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	61.60	76.31

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	2,256	742
当期間における取得自己株式(注)	101	26

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に 係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	586,852	—	586,953	—

(注) 保有自己株式数の当期間には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分に関しましては、財務体質の強化と将来の安定的な収益基盤の確保に向けた内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆様への安定した配当を継続、維持することを基本とし、また、業績の状況に応じて配当性向等を勘案のうえ一層の利益還元を努めてまいりたいと考えております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めて中間配当制度を設けておりますが、原則として年間を通しての配当とする年1回の期末配当を基本とさせていただいております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の剰余金の配当につきましては、上記の方針及び当期の業績の状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、1株につき7.50円（年間）の配当としております。

この結果、当期は、株主資本当期純利益率△2.6%、株主資本配当率0.6%となりました。

当期の内部留保資金の用途につきましては、今後予想される市場の自由化、国際化の進展に対応する事業展開に向けて、財務体質と経営基盤の強化に活用する所存であります。

（注）なお、第54期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成22年6月29日定時株主総会	62	7.50

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	2,730	3,500 ※1,080	810	550	400
最低(円)	770	1,590 ※734	491	280	229

- (注)1. 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。
2. ※印は、株式分割(平成18年10月1日 1株→2株)による権利落後の株価であります。
3. 平成22年4月1日付で、ジャスダック証券取引所は大阪証券取引所との合併により解散し、大阪証券取引所が存続会社となりジャスダック市場を引継いでおります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	388	300	294	321	276	267
最低(円)	355	274	250	270	233	229

- (注)1. 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。
2. 平成22年4月1日付で、ジャスダック証券取引所は大阪証券取引所との合併により解散し、大阪証券取引所が存続会社となりジャスダック市場を引継いでおります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		多々良 實 夫	昭和16年8月26日生	昭和35年6月 昭和46年5月 昭和52年1月 昭和54年6月 昭和62年6月 平成2年6月 平成19年5月 平成19年6月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長 ユタカエステート株式会社代表取締 役社長(現任) 当社代表取締役会長(現任)	(注)1	156
代表取締役 社長		石 黒 文 博	昭和22年6月2日生	昭和43年3月 平成6年12月 平成9年6月 平成10年4月 平成12年3月 平成13年4月 平成13年4月 平成15年4月 平成18年3月 平成19年6月	当社入社 当社名古屋営業本部営業部長 当社取締役 当社東京第二営業本部長 当社東京第一営業本部長 当社常務取締役 当社東部営業統括本部長 当社営業統括本部長 当社専務取締役 当社代表取締役社長(現任)	(注)1	5
専務取締役	営業統括 本部長	安 成 政 文	昭和26年4月2日生	昭和51年3月 平成12年4月 平成15年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年4月 平成19年6月 平成20年4月	当社入社 当社東京第三営業本部長 当社大阪営業本部長 当社執行役員大阪営業本部長 当社常務執行役員大阪営業本部長 当社常務執行役員西部営業統括本部 長兼大阪営業本部長 当社取締役 当社西部営業統括本部長 当社常務取締役営業統括本部長 当社専務取締役営業統括本部長 (現任)	(注)1	4
常務取締役	管理本部長	篠 塚 幸 治	昭和21年12月13日生	昭和40年3月 平成7年4月 平成12年6月 平成16年6月 平成17年4月 平成18年6月	当社入社 当社管理本部経理部長 当社取締役 当社管理本部長兼経理部長 当社管理本部長(現任) 当社常務取締役(現任)	(注)1	45
常務取締役	法人事業 本部長	渡 辺 泰 夫	昭和21年2月26日生	昭和44年4月 平成7年4月 平成7年6月 平成10年4月 平成12年3月 平成13年4月 平成16年6月 平成18年7月 平成20年4月 平成21年4月	当社入社 当社東京営業本部長 当社取締役 当社東京第一営業本部長 当社営業統括本部長 当社金融商品本部長 当社金融商品営業部担当部長 当社金融商品本部副本部長兼金融本 部長 当社常務取締役金融営業本部長兼法 人部担当 当社常務取締役法人事業本部長(現 任)	(注)1	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	事業 本部長兼 ディーリン グ部長	浦 栞 健	昭和25年1月24日生	昭和43年3月 平成10年4月 平成11年4月 平成12年6月 平成16年5月 平成20年4月	当社入社 当社業務本部事業部長 当社事業本部事業部長 当社取締役(現任) 当社事業本部ディーリング部長 当社事業本部長兼ディーリング部長 (現任)	(注)1	34
取締役	経営企画 部長	多々良 優	昭和40年9月13日生	平成元年4月 平成5年4月 平成14年7月 平成17年4月 平成18年6月	山一証券株式会社入社 当社入社 当社デリバティブ・IT事業部次長 当社経営企画部長(現任) 当社取締役(現任)	(注)1	26
取締役		間 瀬 博 行	昭和45年12月3日生	平成6年4月 平成9年7月 平成11年5月 平成12年1月 平成17年6月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年3月	スイス・ユニオン銀行(現UBS銀行) 入行 UBS信託銀行入行 ベアリング投信投資顧問株式会社入 社 株式会社ジェイインバスター取締役 有限会社ボルケーノ代表取締役(現 任) 株式会社新選堂代表取締役(現任) 当社取締役(現任) 黒川木徳フィナンシャルホールディ ングス株式会社代表取締役社長(現 任)	(注)1	—
取締役	管理本部 コンプライ アンス部長	白 石 知 芳	昭和22年10月22日生	昭和57年12月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成19年11月	当社入社 当社大阪営業本部総務部長兼営業管 理部長 当社管理本部営業管理部長 当社執行役員 当社取締役(現任) 当社管理本部コンプライアンス部長 (現任)	(注)1	2
取締役	デリバティ ブ・IT事 業本部長兼 デリバティ ブ・IT事 業部長	多々良 孝 之	昭和32年7月15日生	昭和55年3月 平成10年4月 平成14年5月 平成17年8月 平成20年6月 平成21年6月	当社入社 当社法人営業本部法人営業部長 当社執行役員 当社金融商品本部デリバティブ・ IT事業部長 当社取締役(現任) 当社デリバティブ・IT事業本部長 兼デリバティブ・IT事業部長(現 任)	(注)1	2
取締役	西部営業統 括本部長兼 大阪営業本 部長	濱 口 秀 晃	昭和35年6月9日生	昭和59年3月 平成18年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成22年3月 平成22年6月	当社入社 当社大阪営業本部営業部長 当社大阪営業本部長 当社執行役員 当社西部営業統括本部長兼大阪 営業本部長(現任) 当社取締役(現任)	(注)1	14
取締役 相談役 (非常勤)		多々良 義 成	昭和11年4月30日生	昭和35年4月 昭和37年4月 昭和40年5月 昭和41年6月 昭和44年4月 平成2年6月 平成3年6月 平成19年6月	住友海上火災保険株式会社入社 当社入社 当社取締役 当社専務取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長 株式会社豊研修所 (現・ユタカエステート株式会社) 代表取締役社長 当社取締役相談役(現任)	(注)1	1,677

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役 常勤		日 和 顯	昭和20年5月26日生	昭和39年5月 平成元年6月 平成5年6月 平成17年6月	当社入社 豊加商事株式会社(現・三菱商事フ ューチャーズ株式会社)入社 当社入社 当社監査室長 当社監査役(現任)	(注)2	2
監査役 常勤		尾 崎 康 秀	昭和22年1月31日生	昭和40年3月 平成18年6月 平成21年3月 平成21年6月	当社入社 当社管理本部経理部長 当社管理本部経理部嘱託 当社監査役(現任)	(注)2	20
監査役		和 田 治	昭和15年4月8日生	昭和34年4月 平成9年4月 平成10年5月 平成16年12月 平成18年6月	農林省(現農林水産省)入省 同省商業課首席商品取引所検査官 社団法人全国商品取引所連合会常務 理事 株式会社日本商品清算機構取締役 当社監査役(現任)	(注)2	—
監査役		林 昭 彦	昭和12年8月20日生	昭和37年4月 平成3年6月 平成4年7月 平成6年6月 平成13年3月 平成15年10月 平成20年6月	通商産業省(現経済産業省)入省 科学技術庁長官官房長 海外経済協力基金理事 日本軽金属株式会社常務取締役 同社副社長 財団法人日本特許情報機構理事長 当社監査役(現任)	(注)2	—
計							2,009

- (注)1. 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時(取締役濱口秀晃については、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時)から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時(監査役尾崎康秀については、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時)から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役相談役多々良義成は、代表取締役会長多々良實夫の実兄であり、取締役経営企画部長多々良優の実父であります。
4. 取締役間瀬博行は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役和田治及び林昭彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社は、経営環境の変化に対応し、且つ、株主、顧客等に信頼される公正な経営システムを構築・運営することを重要施策として位置付けております。

当社の最高経営機関である取締役会は、経営戦略等の経営意思決定を行うとともに企業活動における業務執行の監督強化に努めており、また、当社は、公正な企業活動の実効性を確保する観点から監査役制度を採用し、経営監視機能の強化に努めております。

イ. 取締役・取締役会・常務会

当社の最高経営機関である取締役会は、各事業部門の責任者を兼ねる取締役を含めて構成され、毎月の定例及び状況に応じ随時開催し、経営戦略の決定等を行うとともに業務執行状況の監督を行っており、併せて役付取締役でもって構成される常務会が、取締役会の決定した経営戦略等の方針に基づき、業務運営の調整、効率化を図るため適宜開催し、業務執行に対する審議機関の役割を担っております。このほかに、業務運営の一体化を促進するため、執行役員制度を導入するなど、経営意思決定の迅速化と情報の共有化により業務執行の監督機能の強化に努めております。取締役は、平成22年6月29日現在12名(うち社外取締役1名)であります。なお、当社の定款において、取締役の員数を15名以内と定めております。

ロ. 監査役・監査役会

公正で透明な企業活動の充実化を図り、その実効性を確保するため、当社は、監査役制度を採用しており、当期では監査役4名のうち、社外監査役は2名であり、取締役との独立性を重視した陣容により、取締役の業務執行に対する監査を行うとともに、監査役会を定期的に、また状況に応じ随時開催し、監査役相互の情報交換等を通して経営監視機能の強化に努めております。監査役は、平成22年6月29日現在4名(うち社外監査役2名)であります。

ハ. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況につきまして、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備しております。

(イ) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A. 取締役会は、定例等の取締役会並びに各種の会議体の開催の機会において、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合しているか事業部門の責任者から報告を受けるとともに、必要な決議、指示または指導を行う。
- B. 教育研修室を置き、教育研修室の主導により各種の従業員研修を通してコンプライアンス(法令遵守)の周知徹底を行う。
- C. 監査役監査、内部監査または外部監査人監査を通して、役職員にコンプライアンス(法令遵守)の徹底に努める。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、常務会、その他重要な会議体の議事録(電磁的記録を含む。)及び、契約書類、法定帳簿、会計に関する帳簿、稟議その他重要な書類等(電磁的記録を含む。)は、法令並びに文書取扱規程等の社内規程に基づき保存・管理を行うこととする。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A. 当社は、ディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識し、ディーリング管理規程を定めている。
- B. 当社は、当社の財政状態に対応してリスクを効率的にコントロールするため、ディーリング管理規程に基づき運営・管理する。
- C. ディーリングに関する情報は、日々、週次、月次の状況を担当取締役及び関連部署に毎日報告されるとともに月次の定例取締役会に報告され、状況により必要な措置を講ずることとする。
- D. 純資産額規制比率及び自己資本規制比率について、基礎リスク、市場リスク、取引先リスク等を把握し、日次等状況に応じて計数を算出し、適正な水準を確保しているかモニタリングを行うとともに、状況により必要な措置を講ずることとする。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A. 取締役会は、毎月の定例及び状況に応じ随時開催し、経営戦略の決定等を行うとともに、取締役会規程及び、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、各取締役の業務執行状況について監督を行う。
- B. 役付取締役でもって構成される常務会は、取締役会の決定した経営戦略等の方針に基づき、業務運営の調整、効率化を図るため適宜開催し、業務執行に対する審議機関の役割を担う。
- C. 監査役は、取締役の業務執行に対して、監査役監査を通して経営監視機能の役割を担う。

(ホ) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- A. 子会社は、当社の経営理念を共有し、事業方針その他経営上の重要事項については一体となって行動する。
- B. 当社の取締役は、子会社の取締役と定期的に意見交換を行い、経営戦略、事業の成果及び内部管理等について共通認識を図る。

(ヘ) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

現行、監査役を補助する組織、人員は配置されていないが、監査役会から要請を受けた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、必要な配置を講ずることとする。

(ト) 監査役を補助すべき従業員の取締役から独立性に関する事項

監査役を補助する従業員は、その職責上、監査役会並びに監査役の指示に従うものとする。

(チ) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- A. 取締役及び従業員は、監査役会規程及び監査役監査規程に従い、監査役に報告及び情報提供を行う。
- B. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断した場合には、取締役及び従業員から報告を求めることができる。

(リ) その他監査役を補助する従業員を置くことを確保するための体制

監査役は、取締役及び主要な従業員からヒヤリングを実施し、代表取締役、内部監査部門(監査室)及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うこととする。

二. 財務報告の信頼性を確保するための体制

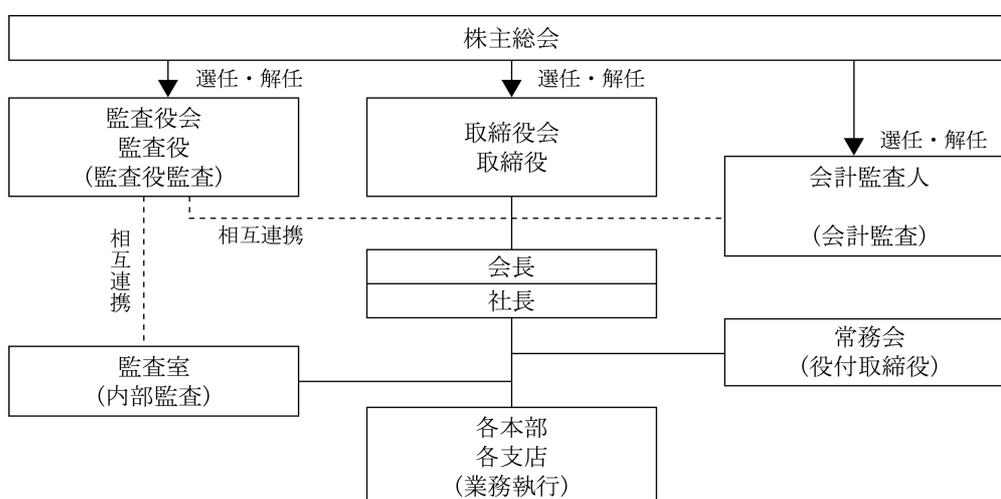
金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の適用に伴い、財務報告の信頼性の確保する観点から内部統制の一層の充実を図るべく内部統制の整備等に取り組んでおります。

当事業年度において、内部統制対策室のもとに、内部統制の整備・運用の評価を実施しております。

ホ. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

平成22年3月期は12回の取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。また、業務執行に対する審議機関として業務運営の調整、効率化のため、常務会を9回開催しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。(平成22年6月29日現在)



② 内部監査及び監査役監査

イ. 当社の内部監査は、内部監査規程に基づいて、外部会計監査人（東陽監査法人）及び監査役との協調を図りながら実施し、原則としてすべての支店(本店営業部を含む。)について実地監査を行うこととしており、その充実に向けております。当社の監査体制は、監査室を中核とする内部監査プロジェクトチーム(人員14名)を編成し、「受託業務活動における適正化」の観点に注視して、業務監査及び会計監査を実施しております。

コンプライアンス（法令遵守）につきましては、教育研修室の主導により各種の社員研修を通してコンプライアンスを周知徹底するとともに、内部監査時においてもコンプライアンスの強化に努めております。

内部監査及びコンプライアンスにおける監査結果報告等については、社長に定期的にあるいは状況に応じて適宜報告され、併せて監査役に報告されております。

ロ. 監査役監査の組織、人員及び手続き

監査役監査については、社外監査役2名を含む4名の監査役により構成されており、監査役のサポート体制については、現行、監査役を補助する組織、人員は配置されておきませんが、必要に応じて総務部門の事務局スタッフ等が対応しております。

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席するとともに主要な支店を含む重要な部門並びに主要な子会社等を対象にして往査を実施し、取締役及び主要な従業員からヒヤリングを行い、代表取締役、内部監査部門（監査室）及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行っております。

ハ. 内部監査、監査役監査及び会計監査等の相互連携

監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれ相互に定期的にまたは状況に応じて随時、情報交換を行うとともに、内部統制部門を含めて相互の連携に努めております。

ニ. 内部管理体制の充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

平成22年3月期においては、内部監査では、すべての支店において実地監査を実施しており、コンプライアンスに関しましては、改正商品取引所法等の法令に対処するため、主として営業社員を対象に勧誘規制等の受託業務活動の適法・適正化を含む新たな法的規制について社員研修を実施しております。また「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）に関しては、役職員全員が個人情報保護法における一般的かつ必要条件を満たす基礎的知識を習得するとともに、社員研修も併せて実施し、その啓蒙に努めております。個人情報保護法に関連して、情報セキュリティの一層の強化を図るべく諸施策を実施・運用しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

イ. 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係の概要

(イ) 当社の社外取締役は1名であります。

当社の社外取締役は、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社の主要株主であります。

(ロ) 当社の社外監査役は2名であります。

社外取締役の上記事項を除いて、社外取締役、社外監査役との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

ロ. 社外役員の機能、役割及び選任等

社外役員の機能、役割及び選任等につきましては、社外取締役においては、事業経営者としてのビジネス経験に基づいて専門的かつ客観的な立場から当社の経営全般に対する適宜な助言等を通して取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督を図るものであり、社外監査役においては、事業経営者や公共的・社会的な幅広い分野において専門的かつ客観的な経験・識見に基づいて、公正的・中立的な立場から監査を行うことにより公正で透明な企業活動の実効性を確保するものであります。また、社外役員の選任に当たりましては、上記の機能、役割に担う客観的、公正な識見を有していること及び独立性が高く、当社との間に特別な利害関係はないことなどを基準としております。

ハ. 社外取締役又は及び社外監査役による監督又は監査並びに内部監査等との相互連携

社外取締役は、定例または状況に応じ随時開催される取締役会に出席し、議案審議等に適切な発言を適宜行い取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督に努めております。また、社外監査役は、定例または状況に応じ随時開催される監査役会に出席し、監査役相互の意見交換等を行い、また、定例取締役会等に出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行っております。

社外監査役は他の監査役とともに、監査室、会計監査人と、それぞれ相互に定期的にまたは状況に応じて随時、情報交換を行うとともに、内部統制部門を含めて相互の連携に努めております。

④ 役員報酬の内容

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	155	150	—	—	4	11
監査役 (社外取締役を除く)	15	13	—	—	2	3
社外役員 (社外取締役及び 社外監査役)	15	15	—	—	—	3

- (注) 1. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等については、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。使用人兼務取締役の使用人給与のうち、特に重要なものではありません。
3. 取締役及び監査役の報酬等の額には、平成21年6月26日開催の第53回定時株主総会終結ときをもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
4. 上記の退職慰労金は、平成21年6月26日開催の第53回定時株主総会の決議に基づき、同定時株主総会終結ときをもって退任した役員に支給しております。
5. 役員報酬等の決定方針
役員報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内でその具体的金額を取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議で決定しております。報酬等の額につきましては、取締役については、役位別に定められた基本額とその職務に応じて算定された職務報酬との合計額を基準として、監査役については、監査役の協議にて算定しております。
6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑤ 株式の保有状況について

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄の総数(銘柄)	貸借対照表計上額(千円)
7	541,813

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

銘柄別	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
(株)東京工業品取引所	152,148	212,091
(株)みずほフィナンシャルグループ	619,400	114,589
(株)東京金融取引所	5,330	75,000
(株)三井住友フィナンシャルグループ	20,000	61,800
(株)西日本シティ銀行	150,119	41,432
(株)東京穀物商品取引所	144,879	36,700
関西商取代行(株)	400	200

保有目的

(株)東京工業品取引所

当取引所の株式化に伴う出資の要請に基づき、業界の発展・拡大並びに事業の適正な運営に資するため取得・保有しております。

(株)みずほフィナンシャルグループ

当該会社の完全子会社である金融機関との安定的、継続的な取引を維持するため取得・保有しております。

(株)東京金融取引所

当取引所の株式化に伴う出資の要請に基づき、業界の発展・拡大並びに事業の適正な運営に資するため取得・保有しております。

(株)三井住友フィナンシャルグループ

当該会社の完全子会社である金融機関との安定的、継続的な取引を維持するため取得・保有しております。

(株)西日本シティ銀行

当該金融機関との安定的、継続的な取引を維持するため取得・保有しております。

(株)東京穀物商品取引所

当取引所の株式化に伴う出資の要請に基づき、業界の発展・拡大並びに事業の適正な運営に資するため取得・保有しております。

関西商取代行(株)

事業の適正な運営に資するため取得・保有しております。

(注) 関西商取代行(株)は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、上位10銘柄以内であるため記載しております。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

(当事業年度)

	貸借対照表計上額の合計額 (千円)	受取配当額の合計額 (千円)	売却損益の合計額 (千円)	評価損益	
				貸借対照表計上額と取得原価の差額の合計額(千円)	減損処理額の合計額(千円)
上場株式	229,804	3,703	—	108,253	—
非上場株式	1	—	—	—	—

⑥ 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等

イ. 当事業年度において業務を執行した会計監査人の名称等は、次のとおりであります。

東陽監査法人

(注) 平成21年6月26日開催の第53回定時株主総会において、新たに東陽監査法人が当社の会計監査人に選任され就任いたしました。

(太陽ASG有限責任監査法人は同定時株主総会終結の時をもって任期満了により当社の会計監査人を退任いたしました。)

ロ. 当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名等は、次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名		所属する監査法人	継続監査年数
指定社員 業務執行社員	鈴木基仁	東陽監査法人	※
	中塩信一		※
	原口隆志		※

(注) ※7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名 その他5名

⑦ その他当社定款規定について

イ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

ロ. 自己株式の取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。

ハ. 中間配当

当社は、業績の状況により株主への利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ニ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	30	0	32	—
連結子会社	—	—	—	—
計	30	0	32	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

店頭外国為替証拠金取引(e-kawase)に係る顧客分別保管に関する合意された手続業務を行っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

提出会社は、監査公認会計士等に対する報酬の額に関する方針について、監査日数、提出会社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適切な水準となるように決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」(日本商品先物取引協会 平成22年2月24日改正)及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」(日本商品先物取引協会 平成22年5月26日改正)に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」(日本商品先物取引協会 平成22年2月24日改正)及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」(日本商品先物取引協会 平成22年5月26日改正)に準拠して作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)の連結財務諸表および前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)の財務諸表については、太陽ASG有限責任監査法人の監査を受け、それぞれ監査報告書を受領しております。また、当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)の連結財務諸表および当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)の財務諸表については、東陽監査法人により監査を受け、それぞれ監査報告書を受領しております。

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第53期(連結・個別) 太陽ASG有限責任監査法人

第54期(連結・個別) 東陽監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

- (1) 異動に係る監査公認会計士等の氏名

- ① 就任する監査公認会計士等の氏名

東陽監査法人

- ② 退任する監査公認会計士等の氏名

太陽ASG有限責任監査法人

- (2) 異動の年月日

平成21年6月26日

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成19年6月28日

(4) 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の理由

当社の会計監査人であります太陽A S G有限責任監査法人は、平成21年6月26日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となるため、新たに東陽監査法人を当社の会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

該当事項はありません。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加する等、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2, ※4, ※5 3,642,897	※2, ※4, ※5 4,391,991
委託者未収金	368,394	360,365
有価証券	182,198	98,067
商品	78,405	33,210
繰延税金資産	459,149	423,038
保管有価証券	※2 6,176,041	※2 8,770,488
差入保証金	11,093,885	20,225,317
金銭の信託	4,160,000	2,563,000
委託者先物取引差金	※3 1,651,758	※3 545,365
未収法人税等	352,570	48,790
その他	※2 575,816	※2 340,876
貸倒引当金	△3,823	△1,065
流動資産合計	28,737,293	37,799,447
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2 3,761,282	※2 3,768,890
減価償却累計額	△1,930,408	△2,028,975
建物及び構築物（純額）	1,830,874	1,739,914
機械装置及び運搬具	23,607	23,749
減価償却累計額	△13,174	△17,539
機械装置及び運搬具（純額）	10,433	6,209
器具及び備品	212,125	197,655
減価償却累計額	△112,390	△111,337
器具及び備品（純額）	99,734	86,318
土地	※2 2,222,324	※2 2,222,324
リース資産	—	45,804
減価償却累計額	—	△7,634
リース資産（純額）	—	38,170
有形固定資産合計	4,163,367	4,092,938
無形固定資産		
無形固定資産合計	20,826	250,749
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 853,292	※1, ※2 1,025,933
長期差入保証金	1,011,919	1,114,026
長期貸付金	90,415	92,519
繰延税金資産	763,431	907,911
その他	※2 1,244,158	1,100,242
貸倒引当金	△933,018	△849,245
投資その他の資産合計	3,030,199	3,391,386
固定資産合計	7,214,392	7,735,074
資産合計	35,951,685	45,534,521

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
委託者未払金	205,878	120,323
短期借入金	※2 718,600	※2 1,018,600
リース債務	1,862	60,547
未払法人税等	83,586	24,047
賞与引当金	73,814	102,752
預り証拠金	8,157,563	6,674,437
預り証拠金代用有価証券	6,129,031	8,722,548
預り取引保証金	3,965,238	2,305,251
金融商品取引保証金	3,123,207	13,993,124
その他	530,281	537,668
流動負債合計	22,989,064	33,559,300
固定負債		
社債	1,061,545	—
長期借入金	※2 74,200	※2 55,600
リース債務	6,662	191,525
退職給付引当金	436,329	657,812
役員退職慰労引当金	245,630	239,230
繰延税金負債	83,937	83,937
その他	81,223	55,314
固定負債合計	1,989,528	1,283,419
特別法上の準備金		
商品取引責任準備金	※4 286,706	※4 286,134
金融商品取引責任準備金	※5 730	※5 3,078
特別法上の準備金合計	287,437	289,213
負債合計	25,266,029	35,131,933
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,722,000	1,722,000
資本剰余金	1,104,579	1,104,579
利益剰余金	8,220,289	7,887,462
自己株式	△268,449	△304,726
株主資本合計	10,778,419	10,409,315
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△36,204	29,478
為替換算調整勘定	△68,877	△58,209
評価・換算差額等合計	△105,081	△28,731
少数株主持分	12,318	22,004
純資産合計	10,685,656	10,402,588
負債純資産合計	35,951,685	45,534,521

②【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
受取手数料	3,498,789	4,851,142
売買損益	1,487,691	△227,990
その他	103,822	60,801
営業収益合計	5,090,303	4,683,953
営業費用		
取引所関係費	217,310	284,205
人件費	※1 2,922,022	※1 2,791,414
地代家賃	338,977	277,556
通信費	329,849	290,417
広告宣伝費	147,920	118,508
減価償却費	154,910	187,468
貸倒引当金繰入額	68,742	18,941
その他	1,282,442	1,151,652
営業費用合計	5,462,173	5,120,164
営業損失(△)	△371,869	△436,211
営業外収益		
受取利息	68,323	10,677
受取配当金	17,309	14,463
社債償還益	20,439	458
為替差益	93,295	—
その他	32,900	39,562
営業外収益合計	232,268	65,161
営業外費用		
支払利息	32,510	27,947
有価証券償還損	60,181	—
為替差損	—	18,854
貸倒引当金繰入額	—	8,111
権利金償却	4,218	4,284
その他	887	851
営業外費用合計	97,798	60,049
経常損失(△)	△237,399	△431,100
特別利益		
商品取引責任準備金戻入額	—	571
投資有価証券売却益	9,048	—
貸倒引当金戻入額	21,105	56,201
事業譲渡益	※2 57,206	—
特別利益合計	87,360	56,773

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
特別損失		
商品取引責任準備金繰入額	17,388	—
金融商品取引責任準備金繰入額	514	2,347
投資有価証券売却損	15,287	4,016
投資有価証券評価損	260,899	—
減損損失	※ ³ 5,389	—
リース解約損	12,861	10,829
会員権売却損	—	3,066
固定資産除売却損	※ ⁴ 15,678	※ ⁴ 366
特別損失合計	328,018	20,626
税金等調整前当期純損失 (△)	△478,057	△394,953
法人税、住民税及び事業税	105,793	18,548
法人税等調整額	△302,085	△152,882
法人税等合計	△196,292	△134,333
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△20,819	9,815
当期純損失 (△)	△260,945	△270,435

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,722,000	1,722,000
当期末残高	1,722,000	1,722,000
資本剰余金		
前期末残高	1,104,579	1,104,579
当期末残高	1,104,579	1,104,579
利益剰余金		
前期末残高	8,566,793	8,220,289
当期変動額		
剰余金の配当	△85,558	△62,391
当期純損失(△)	△260,945	△270,435
当期変動額合計	△346,504	△332,827
当期末残高	8,220,289	7,887,462
自己株式		
前期末残高	△185,787	△268,449
当期変動額		
自己株式の取得	△82,661	△36,277
当期変動額合計	△82,661	△36,277
当期末残高	△268,449	△304,726
株主資本合計		
前期末残高	11,207,586	10,778,419
当期変動額		
剰余金の配当	△85,558	△62,391
当期純損失(△)	△260,945	△270,435
自己株式の取得	△82,661	△36,277
当期変動額合計	△429,166	△369,104
当期末残高	10,778,419	10,409,315
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	41,325	△36,204
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△77,530	65,683
当期変動額合計	△77,530	65,683
当期末残高	△36,204	29,478
為替換算調整勘定		
前期末残高	△30,183	△68,877
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△38,693	10,667
当期変動額合計	△38,693	10,667
当期末残高	△68,877	△58,209

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等合計		
前期末残高	11,141	△105,081
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△116,223	76,350
当期変動額合計	△116,223	76,350
当期末残高	△105,081	△28,731
少数株主持分		
前期末残高	33,403	12,318
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△21,084	9,686
当期変動額合計	△21,084	9,686
当期末残高	12,318	22,004
純資産合計		
前期末残高	11,252,131	10,685,656
当期変動額		
剰余金の配当	△85,558	△62,391
当期純損失（△）	△260,945	△270,435
自己株式の取得	△82,661	△36,277
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△137,308	86,037
当期変動額合計	△566,474	△283,067
当期末残高	10,685,656	10,402,588

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△478,057	△394,953
減価償却費	154,910	187,468
減損損失	5,389	—
固定資産除売却損益 (△は益)	15,678	366
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△6,682	△86,529
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△50,100	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	28,959	221,483
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△25,370	△6,400
受取利息及び受取配当金	△85,632	△25,140
社債償還益	△20,439	△458
支払利息	32,510	27,947
為替差損益 (△は益)	△95,508	△3,548
事業譲渡損益 (△は益)	△57,206	—
有価証券償還損益 (△は益)	60,181	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	6,239	4,016
投資有価証券評価損益 (△は益)	260,899	—
委託者未収金の増減額 (△は増加)	137,958	11,966
差入保証金の増減額 (△は増加)	2,916,205	△9,112,319
金銭の信託の増減額 (△は増加)	350,000	1,597,000
委託者先物取引差金 (借方) の増減額 (△は増加)	△1,419,903	1,106,392
預り証拠金の増減額 (△は減少)	△2,847,971	△1,501,971
預り取引保証金の増減額 (△は減少)	△392,528	△1,659,987
金融商品取引保証金の増減額 (△は減少)	1,139,351	10,869,917
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△69,375	45,195
委託者未払金の増減額 (△は減少)	△50,934	△91,384
その他	△539,417	224,391
小計	△1,030,843	1,413,453
利息及び配当金の受取額	96,750	27,451
利息の支払額	△31,469	△30,684
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△894,907	235,378
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,860,469	1,645,598

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△20,884	△100,000
定期預金の払戻による収入	—	16,615
有価証券の取得による支出	△254,122	△2,333
有価証券の売却による収入	346,107	—
有形固定資産の取得による支出	△121,698	△14,882
無形固定資産の取得による支出	△4,946	△30,960
無形固定資産の売却による収入	1,142	—
投資有価証券の取得による支出	△388,152	△30,005
投資有価証券の売却による収入	38,078	64,788
貸付による支出	△19,152	△12,116
貸付金の回収による収入	19,905	26,817
事業譲渡による収入	78,000	—
その他	—	6,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△325,722	△75,477
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入による収入	300,000	400,000
短期借入金の返済による支出	△200,000	△100,000
長期借入金の返済による支出	△18,600	△18,600
社債の償還による支出	△921,625	△1,060,825
自己株式の取得による支出	△82,661	△36,277
配当金の支払額	△85,558	△62,518
少数株主への配当金の支払額	△500	—
その他	△787	△49,878
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,009,732	△928,098
現金及び現金同等物に係る換算差額	38,626	4,731
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,157,298	646,754
現金及び現金同等物の期首残高	6,464,258	3,306,960
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,306,960	※1 3,953,714

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>① 連結子会社の数 4社 主要な連結子会社の名称 YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. ユタカ・アセット・トレーディング(株) ユタカエステート(株) ユタカ・フューチャーズ(株)</p> <p>② 主要な非連結子会社の名称 YUTAKA ASSET MANAGEMENT CAYMAN LTD. YUTAKA IDX COMPANY LTD. (GP) YUTAKA GP LTD. TSUBASA GP LTD. YTV GP LTD.</p> <p>③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由 TSUBASA GP LTD.、YTV GP LTD.及びその他2社は、連結の範囲に含めることにより、当社の利害関係人の判断を著しく誤らせる恐れがあるため、連結の範囲から除外しております。 その他の非連結子会社であるYUTAKA ASSET MANAGEMENT CAYMAN LTD.、YUTAKA IDX COMPANY LTD. (GP)、YUTAKA GP LTD.、及びその他2社はいずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に関して全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>① 連結子会社の数 4社 主要な連結子会社の名称 同左</p> <p>② 主要な非連結子会社の名称 同左</p> <p>③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>① 持分法適用の非連結子会社数一社</p> <p>② 持分法適用の関連会社数 一社</p> <p>③ 持分法を適用していない非連結子会社 TSUBASA GP LTD.、YTV GP LTD. 及びその他2社は、持分法を適用することにより、当社の利害関係人の判断を著しく誤らせる恐れがあるため、持分法の適用から除外しております。 その他の非連結子会社である YUTAKA ASSET MANAGEMENT CAYMAN LTD.、YUTAKA IDX COMPANY LTD. (GP)、YUTAKA GP LTD.、及びその他2社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。</p> <p>① 有価証券 子会社株式 ……移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 (時価のあるもの) ……連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)</p> <p>(時価のないもの) ……移動平均法による原価法</p>	<p>① 持分法適用の非連結子会社数一社</p> <p>② 持分法適用の関連会社数 一社</p> <p>③ 持分法を適用していない非連結子会社 同左</p> <p>同左</p> <p>① 有価証券 子会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 (時価のあるもの) 同左</p> <p>(時価のないもの) 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>② 保管有価証券 保管有価証券は、商品取引所法施行規則第39条の規定により、商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。 利付国債証券(長期7%未満) 額面金額の80% 社債(上場銘柄) 額面金額の65% 株券(一部上場銘柄) 時価の70%相当額 倉荷証券 時価の70%相当額</p> <p>③ デリバティブ……時価法</p> <p>④ 棚卸資産 商品……個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)建物(建物付属設備は除く) ……………定額法 建物以外……………定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物……5年～47年 器具及び備品………4年～20年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>② 保管有価証券 同左</p> <p>③ デリバティブ……同左</p> <p>④ 棚卸資産 商品……同左 トレーディング目的で保有する商品……時価法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>
(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準	<p>④ 長期前払費用 定額法</p> <p>① 貸倒引当金 期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員への賞与の支給に備えるため、過去の支給実施額を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。</p>	<p>④ 長期前払費用 同左</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(944,150千円)については、10年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>⑤ 商品取引責任準備金 商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同法施行規則に定める額を計上しております。</p> <p>⑥ 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故の損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、同法施行令に定める額を計上しております。</p>	<p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(944,150千円)については、10年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3) (企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を摘要しております。 この変更による損益に与える影響はありません。 (追加情報) 当社は、適格退職年金制度について確定給付型企業年金及び確定拠出型年金に平成22年4月に移行を予定し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しております。なお、本移行に伴う影響は軽微であります。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>⑤ 商品取引責任準備金 同左</p> <p>⑥ 金融商品取引責任準備金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(4) 重要な営業収益の計上基準</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>受取手数料</p> <p>イ 商品先物取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。</p> <p>ロ オプション取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。</p> <p>ハ 商品ファンド 取引約定日に計上しております。</p> <p>ニ 外国為替証拠金取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式を採用しております。</p> <p>連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p> <p>手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能で、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。</p>	<p>受取手数料</p> <p>イ 商品先物取引 同左</p> <p>ロ オプション取引 同左</p> <p>ハ 商品ファンド 同左</p> <p>ニ 外国為替証拠金取引 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(棚卸資産の評価方法)</p> <p>当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日 公表分)を適用しております。これに伴う当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 (平成5年6月17日 (企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 (平成6年1月18日 (日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これに伴う当連結会計年度のリース資産計上額、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用しております。これに伴う当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>従来、「金融先物取引責任準備金」及び「金融先物取引責任準備金繰入額」として表示しておりましたが、金融商品取引法の施行に伴い、当連結会計年度から「金融商品取引責任準備金」及び「金融商品取引責任準備金繰入額」として表示しております。</p> <p>なお、これに併せて「金融先物取引保証金」を「金融商品取引保証金」として表示しております。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																																																		
<p>※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">589千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券(その他の有価証券)</td> <td style="text-align: right;">38,320千円</td> </tr> </table> <p>※2 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>イ 担保資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(担保資産の内訳)</td> </tr> <tr> <td>その他の流動資産</td> <td style="text-align: right;">60,000千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">1,476,859千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2,086,794千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">331,609千円</td> </tr> <tr> <td>会員権</td> <td style="text-align: right;">43,352千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,998,616千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(対応する債務の内訳)</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">718,600千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">74,200千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">792,800千円</td> </tr> </table> <p>商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額1,000,000千円</p> <p>商品取引所法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額1,000,000千円</p> <p>ロ 預託資産</p> <p>取引証拠金の代用として、(株)日本商品清算機構等に預託している資産は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">保管有価証券</td> <td style="text-align: right;">6,100,432千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,100,432千円</td> </tr> </table> <p>ハ 分離保管資産</p> <p>商品取引所法第210条等の規定に基づき所定の金融機関等に分離保管されている資産の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">270,855千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">270,855千円</td> </tr> </table> <p>また、商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額は、1,000,000千円であります。</p> <p>なお、同法第210条の規定に基づき、分離保管しなければならない委託者資産保全対象財産の金額は、529,213千円であります。</p> <p>※3 委託者先物取引差金 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、商品取引所との間で受払清算された金額であります。</p> <p>※4 商品取引責任準備金 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。この積立額に相当する額の現金を、当社の預金口座に積み立てております。</p> <p>※5 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故の損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、同法施行令に定める額を計上しております。</p>	投資有価証券(株式)	589千円	投資有価証券(その他の有価証券)	38,320千円	(担保資産の内訳)		その他の流動資産	60,000千円	建物	1,476,859千円	土地	2,086,794千円	投資有価証券	331,609千円	会員権	43,352千円	合計	3,998,616千円	(対応する債務の内訳)		短期借入金	718,600千円	長期借入金	74,200千円	合計	792,800千円	保管有価証券	6,100,432千円	合計	6,100,432千円	預金	270,855千円	合計	270,855千円	<p>※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">589千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券(その他の有価証券)</td> <td style="text-align: right;">89,342千円</td> </tr> </table> <p>※2 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>イ 担保資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(担保資産の内訳)</td> </tr> <tr> <td>その他の流動資産</td> <td style="text-align: right;">30,000千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">1,428,760千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2,086,794千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">408,071千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,953,626千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(対応する債務の内訳)</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,018,600千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">55,600千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,074,200千円</td> </tr> </table> <p>商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額1,000,000千円</p> <p>商品取引所法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額1,000,000千円</p> <p>ロ 預託資産</p> <p>取引証拠金の代用として、(株)日本商品清算機構等に預託している資産は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">保管有価証券</td> <td style="text-align: right;">8,722,650千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,722,650千円</td> </tr> </table> <p>ハ 分離保管資産</p> <p>商品取引所法第210条等の規定に基づき所定の金融機関等に分離保管されている資産の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">349,246千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">349,246千円</td> </tr> </table> <p>また、商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額は、1,000,000千円であります。</p> <p>なお、同法第210条の規定に基づき、分離保管しなければならない委託者資産保全対象財産の金額は、648,943千円であります。</p> <p>※3 委託者先物取引差金 同左</p> <p>※4 商品取引責任準備金 同左</p> <p>※5 金融商品取引責任準備金 同左</p>	投資有価証券(株式)	589千円	投資有価証券(その他の有価証券)	89,342千円	(担保資産の内訳)		その他の流動資産	30,000千円	建物	1,428,760千円	土地	2,086,794千円	投資有価証券	408,071千円	合計	3,953,626千円	(対応する債務の内訳)		短期借入金	1,018,600千円	長期借入金	55,600千円	合計	1,074,200千円	保管有価証券	8,722,650千円	合計	8,722,650千円	預金	349,246千円	合計	349,246千円
投資有価証券(株式)	589千円																																																																		
投資有価証券(その他の有価証券)	38,320千円																																																																		
(担保資産の内訳)																																																																			
その他の流動資産	60,000千円																																																																		
建物	1,476,859千円																																																																		
土地	2,086,794千円																																																																		
投資有価証券	331,609千円																																																																		
会員権	43,352千円																																																																		
合計	3,998,616千円																																																																		
(対応する債務の内訳)																																																																			
短期借入金	718,600千円																																																																		
長期借入金	74,200千円																																																																		
合計	792,800千円																																																																		
保管有価証券	6,100,432千円																																																																		
合計	6,100,432千円																																																																		
預金	270,855千円																																																																		
合計	270,855千円																																																																		
投資有価証券(株式)	589千円																																																																		
投資有価証券(その他の有価証券)	89,342千円																																																																		
(担保資産の内訳)																																																																			
その他の流動資産	30,000千円																																																																		
建物	1,428,760千円																																																																		
土地	2,086,794千円																																																																		
投資有価証券	408,071千円																																																																		
合計	3,953,626千円																																																																		
(対応する債務の内訳)																																																																			
短期借入金	1,018,600千円																																																																		
長期借入金	55,600千円																																																																		
合計	1,074,200千円																																																																		
保管有価証券	8,722,650千円																																																																		
合計	8,722,650千円																																																																		
預金	349,246千円																																																																		
合計	349,246千円																																																																		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)									
※1	人件費の内訳	※1	人件費の内訳								
	役員報酬		役員報酬								
	203,356千円		184,276千円								
	従業員給与		従業員給与								
	2,129,762千円		1,968,746千円								
	賞与引当金繰入額		賞与引当金繰入額								
	73,814千円		102,752千円								
	退職金		退職金								
	3,897千円		9,287千円								
	退職給付費用		退職給付費用								
	247,207千円		282,891千円								
	福利厚生費		福利厚生費								
	263,984千円		243,460千円								
	合計		合計								
	2,922,022千円		2,791,414千円								
※2	事業譲渡益の内訳										
	連結子会社のユタカエステート㈱の保険代理店事業を伊藤忠オリコ保険サービス㈱への譲渡益18,000千円とドットコモディティ(株)への譲渡益39,206千円										
	ドットコモディティ(株)への「フューチャーズ・ダイレクト(略称:F D)」(オンライン)事業部門の譲渡に伴い、減損損失36,737千円、その他2,829千円を計上し、譲渡金額78,774千円から減損損失及びその他合計額39,567千円を控除した金額を事業譲渡益として39,206千円計上しております。										
	減損損失の内訳は次のとおりであります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FD用 リース資産</td> <td>東京都 中央区</td> <td>所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用する器具及び備品等</td> <td>36,737</td> </tr> </tbody> </table>	用途	場所	種類	減損損失 (千円)	FD用 リース資産	東京都 中央区	所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用する器具及び備品等	36,737		
用途	場所	種類	減損損失 (千円)								
FD用 リース資産	東京都 中央区	所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用する器具及び備品等	36,737								
	リース資産の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理)のうち、譲渡した事業に係るリース資産において、今後の使用見込みがなくなったため、当該リース資産の未経過リース料期末残高相当額を減損処理しました。										
	(グルーピングの方法)										
	資産のグルーピングは、主として「商品先物取引関連事業」に該当する店舗及び本社で構成する「共用資産」、「不動産管理その他の事業」による資産グループ及び現時点で遊休の状況にある「遊休資産」グループとに区分しております。										

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
※3 減損損失の内訳					
用途	場所	種類	減損損失 (千円)		
遊休資産	東京都 中央区他	電話加入権	5,389		
<p>今後の使用見込みがなくなった電話加入権につきましては、市場価格が帳簿価格より著しく下落していることから、帳簿価格を市場価格まで減額し、その相当額を減損処理しました。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>資産のグルーピングは、主として「商品先物取引関連事業」に該当する店舗及び本社で構成する「共用資産」、「不動産管理その他の事業」による資産グループ及び現時点で遊休の状況にある「遊休資産」グループとに区分しております。</p> <p>平成21年3月期においては、全ての資産グループ別に減損の認識を判定した結果、遊休資産の一部に減損の兆候がありましたので減損を計上しております。</p>					
※4 固定資産除売却損の内訳				※4 固定資産除売却損の内訳	
建物			10,888千円	器具及び備品	366千円
器具及び備品			4,570千円	合計	366千円
電話加入権			218千円		
合計			15,678千円		

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,897,472	—	—	8,897,472

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	319,128	236,968	—	556,096

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加

2,968株

自己株式買付による増加

234,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
豊商事(株)	2010年6月28日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成18年6月28日発行)	普通株式	2,138,297	222,936	1,387,225	974,008	—
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(平成18年6月28日発行)	普通株式	534,574	55,734	—	590,308	—
合計			2,672,871	278,670	1,387,225	1,564,316	—

(注)1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 「目的となる株式の数(株)」の増加は、転換価額の価額修正(決定日平成20年7月14日)によるものであります。

3. 「目的となる株式の数(株)」の減少は、転換社債型新株予約権付社債の買入消却によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)(注)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日定時株主総会	普通株式	85,558	10.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(注) 連結子会社が保有する自己株式に係る配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、86,458千円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)(注)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	62,391	7.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(注) 連結子会社が保有する自己株式に係る配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、63,066千円であります。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,897,472	—	—	8,897,472

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	556,096	98,256	—	654,352

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加	2,256株
自己株式買付による増加	96,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	62,391	7.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(注) 連結子会社が保有する自己株式に係る配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、63,066千円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	61,654	7.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(注) 連結子会社が保有する自己株式に係る配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、62,329千円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
※1	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日)	※1	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日)
	現金及び預金勘定 3,642,897千円		現金及び預金勘定 4,391,991千円
	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △66,157千円		預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △150,000千円
	商品取引責任準備預金 △269,317千円		商品取引責任準備預金 △286,706千円
	金融商品取引責任準備預金 △461千円		金融商品取引責任準備預金 △1,571千円
	現金及び現金同等物 3,306,960千円		現金及び現金同等物 3,953,714千円
※2	重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。	※2	重要な非資金取引の内容 同左

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			
1. リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。				1. リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)		器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	146,257	468,138	614,396	取得価額相当額	52,357	395,240	447,598
減価償却累計額相当額	110,532	236,502	347,035	減価償却累計額相当額	42,342	265,720	308,063
期末残高相当額	35,724	231,635	267,360	期末残高相当額	10,014	129,519	139,534
② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内			117,324千円	1年以内			85,694千円
1年超			157,462千円	1年超			58,694千円
合計			274,787千円	合計			144,388千円
リース資産減損勘定の残高			30,145千円	リース資産減損勘定の残高			13,324千円
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料			139,296千円	支払リース料			104,682千円
リース資産減損勘定の取崩額			6,592千円	リース資産減損勘定の取崩額			16,821千円
減価償却費相当額			132,752千円	減価償却費相当額			99,480千円
支払利息相当額			7,348千円	支払利息相当額			4,002千円
減損損失			36,737千円				
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
(減損損失について)				(減損損失について)			
減損損失36,737千円は、リース物件の期末残高相当額に含めて表示しております。				リース物件に配分された減損損失はありません。			
2 所有権移転外ファイナンス・リース取引				2 所有権移転外ファイナンス・リース取引			
① リース資産の内容				① リース資産の内容			
無形固定資産				有形固定資産			
ソフトウェア				オンライン・システム装置等器具備品			
				無形固定資産			
				ソフトウェア			
② リース資産の減価償却の方法				② リース資産の減価償却の方法			
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。				同左			

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、商品先物取引関連事業を主要な事業とし、当社は、主に商品先物取引及び外国為替証拠金取引の受託業務及び自己ディーリング業務を行っており、当社の一部の連結子会社は、自己ディーリング業務を行っております。当社グループは、主に資金運用については主として短期的な預金等により、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する主要な金融資産及び金融負債には、法律に基づき委託者(顧客)から受託取引に伴い受け入れた預託額があります。商品先物取引においては、商品取引所法及び同法関連法令の規制により、委託者から委託証拠金として受け入れた現金、または代用有価証券(一定の評価基準に基づいた時価による評価額)をそれぞれ「預り証拠金」、「預り証拠金代用有価証券」(金融負債)として計上し、一方において同額を清算機構等に差入れるとともに、現金については「差入保証金」、代用有価証券については「保管有価証券」(ともに金融資産)として計上(対照勘定)されております。また、外国為替証拠金取引においては、金融商品取引法の適用を受けて、委託者から受け入れた預託金を、取引所取引(「クリック365」(Yutaka24))では「金融商品取引保証金」、店頭取引(e-kawase)では「預り取引保証金」として金融負債に計上され、一方において、金融資産として、前者は「差入保証金」に同額計上するとともに金融取引所に、後者は「金銭の信託」に同額計上するとともに信託会社等金融機関にそれぞれ分離保管されております。これらの金融資産については「金銭の信託」を除いて、清算機構(アウトハウス型クリアリングハウス)または取引所等に預託していることから信用リスクは殆どないと判断され、「金銭の信託」についても、格付の高い信託金融機関と取引していることから殆どないと判断されます。

営業債権である委託者未収金は、顧客の信用リスクに晒されており、当社の社内規程に従い、委託者先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な委託者の信用状況を半期ごとに把握する体制を採っていますが、1年以内に回収されるものであります。その他有価証券及びその他投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備、ソフトウェア等の投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、原則として5年であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当該デリバティブ取引に伴って、当社グループの財務状況に大きな影響を与えると考えられる主要な要因として、市場リスク(マーケット・リスク)が挙げられます。原商品等の市場価格の変動に伴って、当該デリバティブ取引契約残高の価値(時価額)が増減する場合のその価値の増減を、市場リスクと認識しております。

信用リスク(取引先リスク)については、主として取引所取引に限定しているため、取引所取引では取引所を通して日々決済が行われておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

なお、金利スワップ取引については、将来の市場金利変動等によるリスクがありますが、信用リスクについては、信用度の高い金融機関を取引相手としておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

当社グループは、デリバティブ取引のディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識しております。

リスク管理の基本的姿勢は、当社グループの財務状況に対応してリスクを効率的にコントロールすることであり、当社は、ディーリング管理規程に基づき、毎期初に定める経営方針及び年度予算と連携して年間のディーリング計画を策定し、運営、管理しております。

リスク管理体制は、売買を執行する部署から独立したリスク管理部署が、日々、週次、月次のポジション・リスク及び売買損益の状況をチェックする体制となっており、その情報は、役員及び関連部署に毎日報告されて、月次の定例取締役会に報告されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」に関して「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,391,991	4,391,991	—
(2)委託者未収金	360,365		
貸倒引当金(*1)	△ 933		
計	359,432	359,432	—
(3)有価証券及び投資有価証券	797,271	797,271	—
(4)保管有価証券	8,770,488	12,911,226	4,140,738
(5)差入保証金	20,225,317	20,225,317	—
(6)金銭の信託	2,563,000	2,563,000	—
(7)委託者先物取引差金	545,365	545,365	—
(8)長期貸付金	92,519		
貸倒引当金(*1)	△ 42,283		
計	50,236	45,469	△ 4,766
資産計	37,703,103	41,839,074	4,135,971
(1)委託者未払金	120,323	120,323	—
(2)短期借入金	1,018,600	1,018,600	—
(3)預り証拠金	6,674,437	6,674,437	—
(4)預り証拠金代用有価証券	8,722,548	12,863,286	4,140,738
(5)預り取引保証金	2,305,251	2,305,251	—
(6)金融商品取引保証金	13,993,124	13,993,124	—
(7)長期借入金	55,600	53,348	△ 2,251
負債計	32,889,884	37,028,370	4,138,486
デリバティブ取引(*2)	2,901	2,901	—

(*1) 当該科目に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、定期預金については短期であり、また、満期のない預金については時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 委託者未収金

短期間で決済されるため、時価は当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した価額を計上しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができないため、時価を把握することが極めて困難と認められるため、当該帳簿価額によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(4) 保管有価証券

商品先物取引において委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、有価証券により商品取引清算機関へ差し入れたものであり、預り証拠金代用有価証券との対照勘定であります。貸借対照表価額は商品取引所法施行規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価格で計上されております。当該有価証券について時価評価をおこなっております。

(5) 差入保証金

商品先物取引において自己または委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、現金により商品取引清算機関へ差し入れたもの等であり、短期間で決済されるものであります。このため時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(6) 金銭の信託

委託者資産の保全措置として、信託会社等に分離保管された金銭の信託であり、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(7) 委託者先物取引差金(借方)

商品取引清算機関を経由して支払った委託者の計算による未決済玉に係る約定差金及び帳入差金であり、短期間で精算されることから、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(8) 長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 委託者未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額としております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額としております。

(3) 預り証拠金

委託者より取引証拠金として受け入れた現金で商品取引清算機関へ預託するものであり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額としております。

(4) 預り証拠金代用有価証券

委託者より取引証拠金として受け入れた代用有価証券で商品取引清算機関へ預託するものであり、対照勘定である保管有価証券の時価評価額と同額としております。

(5) 預り取引保証金

委託者より外国為替証拠金取引に係る取引証拠金として受け入れたもので、信託会社へ分離保管として預託するものであり、金銭の信託と対照勘定であり、帳簿価額を時価としております。

(6) 金融商品取引保証金

委託者より外国為替証拠金取引の取引証拠金として受け入れたもので取引所へ分離保管として預託するものであり短期間で決済されるもので帳簿価額を時価としております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により計上しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	324,581
MR F	2,147
計	326,728

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)現金及び預金	4,391,991	—	—	—
(2)委託者未収金	360,365	—	—	—
(3)有価証券及び投資有価証券 その他投資有価証券のうち 満期があるもの	—	253,725	—	—
(4)保管有価証券	8,770,488	—	—	—
(5)差入保証金	20,225,317	—	—	—
(6)金銭の信託	2,563,000	—	—	—
(7)委託者先物取引差金	545,365	—	—	—
(8)長期貸付金	—	92,519	—	—
合計	36,856,528	346,244	—	—

(注4) 長期借入金、リース債務その他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後
5年以内における返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」参照。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
①株式	134,775	182,793	48,017
②債券			
国債・地方債等	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	134,775	182,793	48,017
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
①株式	221,350	185,637	△35,713
②債券			
国債・地方債等	—	—	—
③その他	454,626	377,435	△77,190
小計	675,977	563,073	△112,903
合計	810,752	745,866	△64,886

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損260,899千円を計上しております。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
54,958	9,048	15,287

3. 時価のない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日)

その他有価証券	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	287,881
MRF	1,743
計	289,624

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成21年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)
①債券	—	—	—
②その他	107,807	196,980	—
合計	107,807	196,980	—

当連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成22年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
①株式	193,724	72,193	121,531
②債券			
国債・地方債等	—	—	—
③その他	39,891	32,818	7,072
小計	233,615	105,011	128,603
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
①株式	253,901	283,939	△30,037
②債券			
国債・地方債等	—	—	—
③その他	309,754	363,137	△53,382
小計	563,656	647,076	△83,420
合計	797,271	752,087	45,183

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	56,583	—	4,016
合計	56,583	—	4,016

3. 時価のない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成22年3月31日)

その他有価証券	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	324,581
MR F	2,147
合計	326,728

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成22年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)
①債券	—	—	—
②その他	—	253,725	—
合計	—	253,725	—

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(1) デリバティブ取引の概要

当社グループは、取引所取引に基づく商品市場並びに金融先物市場において、健全な市場機能の維持と取引の円滑な運営に資することを根幹として、商品先物取引(指数取引を含む。)及び商品先物オプション取引の商品関連に限定して自己の計算において行う取引(自己売買(ディーリング)業務)並びに取引所取引に基づいた証券市場における有価証券先物取引を行っております。

このディーリング業務は、取引所取引において、顧客の委託売買取引(受託業務)に伴う市場流動性を確保するためマーケット・メーカーとしての役割等からリスクテイクする場合、保有現物商品(上場商品)をヘッジする場合、収益機会をもたらす場合等に関してデリバティブ取引を行っております。

なお、取引所取引以外の取引として、借入金利の市場変動に関連する一般的なリスクを管理する目的並びに資産運用目的等で金利スワップ取引等を利用しております。

(2) 当該デリバティブ取引におけるリスクの概要

当該デリバティブ取引に伴って、当社グループの財務状況に大きな影響を与えると考えられる主要な要因として、市場リスク(マーケット・リスク)が挙げられます。

原商品等の市場価格の変動に伴って、当該デリバティブ取引契約残高の価値(時価額)が増減する場合のその価値の増減を、市場リスクと認識しております。

信用リスク(取引先リスク)については、取引所取引に限定しているため、取引所取引では取引所を通して日々決済が行われておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

なお、金利スワップ取引については、将来の市場金利変動等によるリスクがありますが、信用リスクについては、信用度の高い金融機関を取引相手としておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

(3) リスク管理体制

当社グループは、ディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識しております。

リスク管理の基本的姿勢は、当社グループの財務状況に対応してリスクを効率的にコントロールすることにあります。当社は、ディーリング管理規程に基づき、毎期初に定める経営方針及び年度予算と連携して年間のディーリング計画を策定し、運営、管理しております。

リスク管理体制は、売買を執行する部署から独立したリスク管理部署が、日次、週次、月次のポジション・リスク及び売買損益の状況をチェックする体制となっており、その情報は、役員及び関連部署に毎日報告されて、月次の定例取締役会に報告されております。

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度

(1) 商品関連

区分	種類	前連結会計年度(平成21年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	商品先物取引				
	売建	2,373,690	—	2,374,531	△841
	買建	2,165,605	—	2,156,633	△8,972
	差引計	—	—	—	△9,813

(2) 金利関連

区分	種類	前連結会計年度(平成21年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引				
	支払固定 受取変動	400,000	—	△ 2,316	△ 2,316
	支払変動 受取変動	300,000	300,000	△ 7,955	△ 7,955
	差引計	—	—	—	△ 10,271

(注) 時価の算定資料

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 商品関連

区分	種類	当連結会計年度(平成22年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	商品先物取引				
	売建	1,759,165	—	1,781,389	△22,224
	買建	2,514,183	—	2,554,134	39,950
	差引計	—	—	—	17,726

(2) 通貨関連

区分	種類	当連結会計年度(平成22年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	先物取引(米ドル)				
	売建	518,481	—	523,858	△ 5,377
	買建	40,892	—	41,857	965
	差引計	—	—	—	△ 4,411

(注) 時価の算定資料

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(3) 金利関連

区分	種類	当連結会計年度(平成22年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引				
	支払固定 受取変動	—	—	—	—
	支払変動 受取変動	300,000	300,000	△ 2,318	△ 2,318
	差引計	—	—	—	△ 2,318

(注) 時価の算定資料

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりますが、一部の連結子会社においては、中小企業退職金共済制度に加入しております。また、当社は総合型の厚生年金基金に加入しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成21年3月31日現在)

年金資産の額	68,029,911千円
年金財政計算上の給付債務の額	63,454,217千円
差引額	4,575,694千円

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

5.9%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,446,481千円及び剰余金4,693,200千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当社グループは、当期の連結財務諸表上、特別掛金11,380千円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ 退職給付債務	△1,146,123千円
ロ 年金資産	400,850千円
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△745,273千円
ニ 会計基準変更時差異の未処理額	94,415千円
ホ 未認識数理計算上の差異	214,529千円
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△436,329千円

3. 退職給付費用に関する事項(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

イ 勤務費用	90,263千円
ロ 利息費用	12,644千円
ハ 期待運用収益	△11,897千円
ニ 会計基準変更時差異の費用処理額	94,415千円
ホ 数理計算上の差異の費用処理額	327千円
ヘ 厚生年金基金の拠出額	61,455千円
ト 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	247,207千円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用及び一部の連結子会社が加入している中小企業退職金共済制度に対する掛金拠出額は、勤務費用に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	1.1%
ハ 期待運用収益率	2.6%
ニ 数理計算上の差異の処理年数	5年
ホ 会計基準変更時差異の処理年数	10年

当連結会計年度

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりますが、一部の連結子会社においては、中小企業退職金共済制度に加入しております。また、当社は総合型の厚生年金基金に加入しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成22年3月31日現在)

年金資産の額	49,392,825千円
年金財政計算上の給付債務の額	62,295,430千円
差引額	△12,902,605千円

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

6.9%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高917,386千円及び剰余金△13,227,179千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当社グループは、当期の連結財務諸表上、特別掛金9,658千円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日)

イ 退職給付債務	△985,109千円
ロ 年金資産	196,619千円
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△788,489千円
ニ 会計基準変更時差異の未処理額	— 千円
ホ 未認識数理計算上の差異	130,677千円
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△657,812千円

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

イ 勤務費用	87,879千円
ロ 利息費用	12,588千円
ハ 期待運用収益	— 千円
ニ 会計基準変更時差異の費用処理額	94,415千円
ホ 数理計算上の差異の費用処理額	35,851千円
ヘ 厚生年金基金の拠出額	52,156千円
ト 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	282,891千円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用及び一部の連結子会社が加入している中小企業退職金共済制度に対する掛金拠出額は、勤務費用に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	1.1%
ハ 期待運用収益率	0.0%
ニ 数理計算上の差異の処理年数	5年
ホ 会計基準変更時差異の処理年数	10年

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">354,610千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">33,711千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">177,446千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">99,946千円</td></tr> <tr><td>商品取引責任準備金</td><td style="text-align: right;">116,660千円</td></tr> <tr><td>未払事業税等</td><td style="text-align: right;">13,636千円</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損</td><td style="text-align: right;">30,819千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">3,199千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">379,481千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">54,135千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,263,650千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△41,068千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,222,581千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>資本連結での投資消去差額の原因分析による資産振替金額</td><td style="text-align: right;">83,937千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">83,937千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,138,644千円</td></tr> </table>	貸倒引当金	354,610千円	賞与引当金	33,711千円	退職給付引当金	177,446千円	役員退職慰労引当金	99,946千円	商品取引責任準備金	116,660千円	未払事業税等	13,636千円	ゴルフ会員権評価損	30,819千円	減損損失	3,199千円	繰越欠損金	379,481千円	その他	54,135千円	繰延税金資産小計	1,263,650千円	評価性引当額	△41,068千円	繰延税金資産合計	1,222,581千円	資本連結での投資消去差額の原因分析による資産振替金額	83,937千円	繰延税金負債合計	83,937千円	繰延税金資産の純額	1,138,644千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">329,670千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">47,325千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">267,556千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">97,342千円</td></tr> <tr><td>商品取引責任準備金</td><td style="text-align: right;">116,428千円</td></tr> <tr><td>未払事業税等</td><td style="text-align: right;">8,209千円</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損</td><td style="text-align: right;">30,005千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">3,199千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">479,883千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">11,629千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,391,252千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△41,892千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,349,359千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>資本連結での投資消去差額の原因分析による資産振替金額</td><td style="text-align: right;">83,937千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">18,408千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">102,346千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,247,013千円</td></tr> </table>	貸倒引当金	329,670千円	賞与引当金	47,325千円	退職給付引当金	267,556千円	役員退職慰労引当金	97,342千円	商品取引責任準備金	116,428千円	未払事業税等	8,209千円	ゴルフ会員権評価損	30,005千円	減損損失	3,199千円	繰越欠損金	479,883千円	その他	11,629千円	繰延税金資産小計	1,391,252千円	評価性引当額	△41,892千円	繰延税金資産合計	1,349,359千円	資本連結での投資消去差額の原因分析による資産振替金額	83,937千円	その他有価証券評価差額金	18,408千円	繰延税金負債合計	102,346千円	繰延税金資産の純額	1,247,013千円
貸倒引当金	354,610千円																																																																		
賞与引当金	33,711千円																																																																		
退職給付引当金	177,446千円																																																																		
役員退職慰労引当金	99,946千円																																																																		
商品取引責任準備金	116,660千円																																																																		
未払事業税等	13,636千円																																																																		
ゴルフ会員権評価損	30,819千円																																																																		
減損損失	3,199千円																																																																		
繰越欠損金	379,481千円																																																																		
その他	54,135千円																																																																		
繰延税金資産小計	1,263,650千円																																																																		
評価性引当額	△41,068千円																																																																		
繰延税金資産合計	1,222,581千円																																																																		
資本連結での投資消去差額の原因分析による資産振替金額	83,937千円																																																																		
繰延税金負債合計	83,937千円																																																																		
繰延税金資産の純額	1,138,644千円																																																																		
貸倒引当金	329,670千円																																																																		
賞与引当金	47,325千円																																																																		
退職給付引当金	267,556千円																																																																		
役員退職慰労引当金	97,342千円																																																																		
商品取引責任準備金	116,428千円																																																																		
未払事業税等	8,209千円																																																																		
ゴルフ会員権評価損	30,005千円																																																																		
減損損失	3,199千円																																																																		
繰越欠損金	479,883千円																																																																		
その他	11,629千円																																																																		
繰延税金資産小計	1,391,252千円																																																																		
評価性引当額	△41,892千円																																																																		
繰延税金資産合計	1,349,359千円																																																																		
資本連結での投資消去差額の原因分析による資産振替金額	83,937千円																																																																		
その他有価証券評価差額金	18,408千円																																																																		
繰延税金負債合計	102,346千円																																																																		
繰延税金資産の純額	1,247,013千円																																																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失のため、記載しておりません。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>同左</p>																																																																		

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(事業分離)

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称	:	ドットコモディティ株式会社
分離した事業の内容	:	オンライン事業部門 「フューチャーズ・ダイレクト(略称FD)」
事業分離を行った主な理由	:	当社事業の集中と選択を図るため
事業分離日	:	平成20年11月29日
法的形式を含む事業分離の概要	:	事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

39百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価格並びにその主な内訳

該当事項はありません。

3. 事業の種類別セグメントにおいて分離した事業が含まれていた事業区分の名称

商品先物取引関連事業

4. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

営業収益 33百万円

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

当社及び連結子会社では、東京都の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は48,701千円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上。)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
558,645	△ 17,300	541,344	412,517

- (注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額は、減価償却による減少額であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

事業の種類として、「商品先物取引関連事業」及び「不動産管理その他の事業」に区分しておりますが、当連結会計年度については、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「商品先物取引関連事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

事業の種類として、「商品先物取引関連事業」及び「不動産管理その他の事業」に区分しておりますが、当連結会計年度については、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「商品先物取引関連事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当連結会計年度については、全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当連結会計年度については、全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高(営業収益)】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当連結会計年度における海外営業収益は、連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当連結会計年度における海外営業収益は、連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	1,279.57円	1,259.30円
1株当たり当期純損失金額(△)	△30.75円	△32.70円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	—円	—円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度では、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。また、当連結会計年度では、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,685,656	10,402,588
純資産の部の合計額から 控除する金額(千円)	12,318	22,004
(うち少数株主持分)(千円)	(12,318)	(22,004)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	10,673,338	10,380,584
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数(千株)	8,341	8,243

3. 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純損失金額(△)		
当期純損失(△)(千円)	△260,945	△270,435
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△260,945	△270,435
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,486	8,271
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
(うち受取利息(税額相当額控除後)) (千円)	(—)	(—)
普通株式増加数(千株)	—	—
(うち転換社債型新株予約権付社債) (千株)	(—)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	2010年6月28日満期円貨建転換社 債型新株予約権付社債(額面総額 660百万円並びに新株予約権の 数132個)及び第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債(転換社債型 新株予約権付社債間限定同順位特 約付)(額面総額400百万円並び に新株予約権の数40個)。	—

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

転換社債型新株予約権付社債の繰上償還について、当社は、転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を、下記のとおり行うこととしております。

1. 繰上償還社債銘柄

豊商事株式会社2010年6月28日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

2. 繰上償還予定日

(1) 繰上償還請求通知日 平成21年6月15日

(2) 繰上償還予定日 平成21年6月29日

3. 繰上償還の事由

本社債発行要項における、「9. 社債の償還方法及び期限」に基づく、本社債権者からの繰上償還請求の事前通知を受領したものであります。

4. 繰上償還の内容

(1) 償還前残存額面総額 660百万円

(2) 繰上償還総額 660百万円

(3) 償還後残存額面総額 一円

5. 業績に与える影響

平成22年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

(参考)

本社債の主な内容

1. 発行日 平成18年6月28日

2. 発行総額 1,600百万円

3. 償還期限 平成22年6月28日

4. 利率 社債に利息は付さない。

5. 行使価額 681円 (当初行使価額 972.50円)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	700,000	1,000,000	1.381	—
1年以内に返済予定の長期借入金	18,600	18,600	2.590	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,862	60,547	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	74,200	55,600	2.590	平成26年3月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,662	191,525	—	平成26年6月15日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	801,325	1,326,273	—	—

- (注)1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、「平均利率」の記載を行っておりません。
 3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	18,600	18,600	18,400	—
リース債務	60,547	60,547	58,558	11,871

(2)【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る営業収益等

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業収益(千円)	1,088,172	1,064,066	1,432,852	1,098,862
税金等調整前四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△181,968	△236,918	190,452	△166,518
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△123,693	△127,698	93,352	△112,396
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)(円)	△14.85	△15.45	11.32	△13.59

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3, ※4 3, 110, 950	※3, ※4 3, 719, 972
委託者未収金	229, 311	112, 249
有価証券	172, 397	98, 067
商品	78, 405	33, 210
前払費用	21, 740	22, 105
繰延税金資産	452, 364	370, 423
保管有価証券	※1 6, 176, 041	※1 8, 770, 488
差入保証金	※5 11, 059, 263	※5 20, 357, 689
金銭の信託	4, 160, 000	2, 563, 000
委託者先物取引差金	※2 1, 653, 537	※2 541, 512
未収委託者差金	61, 673	—
未収収益	71, 563	95, 880
未収入金	194, 353	56, 831
未収法人税等	352, 570	10, 378
その他	※1 361, 154	※1 376, 966
貸倒引当金	△3, 893	△1, 178
流動資産合計	28, 151, 435	37, 127, 597
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 2, 847, 353	※1 2, 852, 972
減価償却累計額	△1, 483, 935	△1, 565, 159
建物（純額）	1, 363, 417	1, 287, 812
構築物	26, 336	26, 336
減価償却累計額	△15, 803	△17, 236
構築物（純額）	10, 532	9, 099
車両	23, 607	23, 749
減価償却累計額	△13, 174	△17, 539
車両（純額）	10, 433	6, 209
器具及び備品	195, 487	188, 489
減価償却累計額	△98, 327	△106, 021
器具及び備品（純額）	97, 160	82, 467
土地	※1 2, 003, 139	※1 2, 003, 139
リース資産	—	45, 804
減価償却累計額	—	△7, 634
リース資産（純額）	—	38, 170
有形固定資産合計	3, 484, 683	3, 426, 899
無形固定資産		
ソフトウェア	9, 740	36, 771
リース資産	8, 620	211, 512
電話加入権	2, 387	2, 387
無形固定資産合計	20, 748	250, 672

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 847,928	※1 1,012,098
関係会社株式	722,956	722,956
出資金	73,090	67,490
長期差入保証金	1,340,436	1,442,232
長期貸付金	42,283	42,283
従業員に対する長期貸付金	45,742	50,236
長期委託者未収金	1,020,461	908,331
長期前払費用	13,827	16,747
繰延税金資産	763,333	886,002
その他	※1 129,516	100,247
貸倒引当金	△933,018	△849,245
投資その他の資産合計	4,066,557	4,399,379
固定資産合計	7,571,990	8,076,951
資産合計	35,723,425	45,204,548
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 700,000	※1 1,000,000
リース債務	1,862	60,547
未払金	335,368	258,563
未払費用	87,795	90,630
未払法人税等	—	22,830
未払消費税等	—	81,642
前受金	12,185	5,971
預り金	18,914	17,450
前受収益	3,362	3,362
賞与引当金	73,400	102,100
預り証拠金	※5 8,678,243	※5 6,862,999
預り証拠金代用有価証券	6,129,031	8,722,548
預り取引保証金	4,007,218	2,344,043
金融商品取引保証金	3,123,207	13,993,124
その他	61,483	74,558
流動負債合計	23,232,073	33,640,373
固定負債		
社債	1,061,545	—
リース債務	6,662	191,525
退職給付引当金	435,854	656,777
役員退職慰労引当金	245,630	239,230
長期未払金	30,145	5,422
その他	51,078	53,679
固定負債合計	1,830,916	1,146,635
特別法上の準備金		
商品取引責任準備金	※3 286,706	※3 286,134
金融商品取引責任準備金	※4 730	※4 3,078
特別法上の準備金合計	287,437	289,213
負債合計	25,350,426	35,076,221

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,722,000	1,722,000
資本剰余金		
資本準備金	1,104,480	1,104,480
資本剰余金合計	1,104,480	1,104,480
利益剰余金		
利益準備金	430,500	430,500
その他利益剰余金		
配当平均積立金	200,000	200,000
別途積立金	6,900,000	6,900,000
繰越利益剰余金	300,542	26,076
利益剰余金合計	7,831,042	7,556,576
自己株式	△246,470	△282,747
株主資本合計	10,411,052	10,100,309
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△38,054	28,017
評価・換算差額等合計	△38,054	28,017
純資産合計	10,372,998	10,128,326
負債純資産合計	35,723,425	45,204,548

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
受取手数料	※1 3,465,616	※1 4,823,952
売買損益	※2 1,340,140	※2 △224,834
その他の営業収益	65,065	52,919
営業収益合計	4,870,821	4,652,037
営業費用		
取引所関係費	※3 216,170	※3 281,601
人件費	※4 2,812,500	※4 2,734,581
地代家賃	386,422	323,416
通信費	323,138	281,804
広告宣伝費	145,465	118,182
電算機費	382,577	448,606
減価償却費	135,480	168,160
貸倒引当金繰入額	68,637	18,984
その他	916,276	703,964
営業費用合計	5,386,668	5,079,302
営業損失 (△)	△515,846	△427,264
営業外収益		
受取利息	64,464	13,253
有価証券利息	10,371	2,926
受取配当金	18,803	56,463
社債償還益	20,439	458
出向者負担金受入額	※5 47,450	※5 46,500
為替差益	10,581	—
その他	32,684	38,432
営業外収益合計	204,795	158,035
営業外費用		
支払利息	29,925	25,844
有価証券償還損	60,181	—
為替差損	—	11,705
貸倒引当金繰入額	—	8,111
権利金償却	4,218	4,284
その他	620	428
営業外費用合計	94,946	50,374
経常損失 (△)	△405,997	△319,603
特別利益		
商品取引責任準備金戻入額	—	571
貸倒引当金戻入額	21,095	56,201
事業譲渡益	※6 39,206	—
特別利益合計	60,302	56,773

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日)
特別損失		
商品取引責任準備金繰入額	17,388	—
金融商品取引責任準備金繰入額	514	2,347
投資有価証券売却損	15,287	4,016
投資有価証券評価損	260,899	—
減損損失	※7 5,288	—
会員権売却損	—	3,066
リース解約損	12,861	10,829
固定資産除売却損	※8 13,420	※8 65
特別損失合計	325,659	20,325
税引前当期純損失 (△)	△671,355	△283,155
法人税、住民税及び事業税	18,710	14,300
法人税等調整額	△296,181	△86,055
法人税等合計	△277,471	△71,755
当期純損失 (△)	△393,884	△211,399

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,722,000	1,722,000
当期末残高	1,722,000	1,722,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,104,480	1,104,480
当期末残高	1,104,480	1,104,480
資本剰余金合計		
前期末残高	1,104,480	1,104,480
当期末残高	1,104,480	1,104,480
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	430,500	430,500
当期末残高	430,500	430,500
その他利益剰余金		
配当平均積立金		
前期末残高	200,000	200,000
当期末残高	200,000	200,000
別途積立金		
前期末残高	6,100,000	6,900,000
当期変動額		
別途積立金の積立	800,000	—
当期変動額合計	800,000	—
当期末残高	6,900,000	6,900,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,580,885	300,542
当期変動額		
剰余金の配当	△86,458	△63,066
別途積立金の積立	△800,000	—
当期純損失(△)	△393,884	△211,399
当期変動額合計	△1,280,342	△274,466
当期末残高	300,542	26,076
利益剰余金合計		
前期末残高	8,311,385	7,831,042
当期変動額		
剰余金の配当	△86,458	△63,066
別途積立金の積立	—	—
当期純損失(△)	△393,884	△211,399
当期変動額合計	△480,342	△274,466
当期末残高	7,831,042	7,556,576

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	△163,808	△246,470
当期変動額		
自己株式の取得	△82,661	△36,277
当期変動額合計	△82,661	△36,277
当期末残高	△246,470	△282,747
株主資本合計		
前期末残高	10,974,057	10,411,052
当期変動額		
剰余金の配当	△86,458	△63,066
当期純損失(△)	△393,884	△211,399
自己株式の取得	△82,661	△36,277
当期変動額合計	△563,004	△310,743
当期末残高	10,411,052	10,100,309
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	40,355	△38,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△78,409	66,071
当期変動額合計	△78,409	66,071
当期末残高	△38,054	28,017
評価・換算差額等合計		
前期末残高	40,355	△38,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△78,409	66,071
当期変動額合計	△78,409	66,071
当期末残高	△38,054	28,017
純資産合計		
前期末残高	11,014,413	10,372,998
当期変動額		
剰余金の配当	△86,458	△63,066
当期純損失(△)	△393,884	△211,399
自己株式の取得	△82,661	△36,277
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△78,409	66,071
当期変動額合計	△641,414	△244,671
当期末残高	10,372,998	10,128,326

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 ……移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの ……移動平均法による原価法</p> <p>(3) 保管有価証券 保管有価証券は、商品取引所法施行規則第39条の規定により、商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。 利付国債証券(長期7%未満) 額面金額の80% 社債(上場銘柄) 額面金額の65% 株券(一部上場銘柄) 時価の70%相当額 倉荷証券 時価の70%相当額</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(3) 保管有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ ……時価法</p>	<p>デリバティブ 同左</p>
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法	<p>商品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p>	<p>商品 同左</p> <p>トレーディング目的で保有する商品 …時価法</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 建物(建物付属設備は除く。) ……………定額法 建物以外……………定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物…… 5年～47年 器具及び備品……… 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準	<p>(4) 長期前払費用 定額法</p> <p>(1) 貸倒引当金 期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与の支給に備えるため、過去の支給実施額を勘案し、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(944,150千円)については、10年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 商品取引責任準備金 商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同法施行規則に定める額を計上しております。</p> <p>(6) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故の損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、同法施行令に定める額を計上しております。</p>	<p>(4) 長期前払費用 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(944,150千円)については、10年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。 (会計方針の変更) 当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 この変更による損益に与える影響はありません。 (追加情報) 当社は、適格退職年金制度について確定給付型企业年金及び確定拠出型年金に平成22年4月に移行を予定し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しております。 なお、本移行に伴う影響は軽微であります。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 商品取引責任準備金 同左</p> <p>(6) 金融商品取引責任準備金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
6. 営業収益の計上基準	<p>受取手数料</p> <p>イ 商品先物取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。</p> <p>ロ オプション取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。</p> <p>ハ 商品ファンド 取引約定日に計上しております。</p> <p>ニ 外国為替証拠金取引 委託者の取引が約定したときに計上しております。</p>	<p>受取手数料</p> <p>イ 商品先物取引 同左</p> <p>ロ オプション取引 同左</p> <p>ハ 商品ファンド 同左</p> <p>ニ 外国為替証拠金取引 同左</p>
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式を採用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(棚卸資産の評価方法)</p> <p>当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日 公表分)を適用しております。これに伴う当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 (平成5年6月17日 (企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これに伴う当事業年度のリース資産計上額、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>	—

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>従来、「金融先物取引責任準備金」及び「金融先物取引責任準備金繰入額」として表示しておりましたが、金融商品取引法の施行に伴い、当事業年度から「金融商品取引責任準備金」及び「金融商品取引責任準備金繰入額」として表示しております。</p> <p>なお、これに併せて「金融先物取引保証金」を「金融商品取引保証金」として表示しております。</p>	—

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																						
<p>※1 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>イ 担保資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他流動資産</td> <td style="text-align: right;">60,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,064,814千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">1,867,609千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">331,609千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">会員権</td> <td style="text-align: right;">43,352千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,367,386千円</td> </tr> </table> <p>対応する債務の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">700,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">700,000千円</td> </tr> </table> <p>商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額1,000,000千円</p> <p>商品取引所法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額1,000,000千円</p> <p>ロ 預託資産</p> <p>取引証拠金の代用として、(株)日本商品清算機構に預託している資産は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保管有価証券</td> <td style="text-align: right;">6,100,432千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,100,432千円</td> </tr> </table> <p>ハ 分離保管資産</p> <p>商品取引所法第210条の規定に基づき所定の金融機関に分離保管されている資産については、該当事項はありません。</p> <p>また、商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額は、1,000,000千円であります。</p> <p>なお、同法第210条の規定に基づき、分離保管しなければならない委託者資産保全対象財産の金額は、258,357千円であります。</p>	その他流動資産	60,000千円	建物	1,064,814千円	土地	1,867,609千円	投資有価証券	331,609千円	会員権	43,352千円	合計	3,367,386千円	短期借入金	700,000千円	合計	700,000千円	保管有価証券	6,100,432千円	合計	6,100,432千円	<p>※1 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>イ 担保資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他流動資産</td> <td style="text-align: right;">30,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,028,161千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">1,867,609千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">408,071千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,333,842千円</td> </tr> </table> <p>対応する債務の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,000,000千円</td> </tr> </table> <p>商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額1,000,000千円</p> <p>商品取引所法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額1,000,000千円</p> <p>ロ 預託資産</p> <p>取引証拠金の代用として、(株)日本商品清算機構等に預託している資産は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保管有価証券</td> <td style="text-align: right;">8,722,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,722,650千円</td> </tr> </table> <p>ハ 分離保管資産</p> <p>商品取引所法第210条の規定に基づき所定の金融機関に分離保管されている資産については、該当事項はありません。</p> <p>また、商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額は、1,000,000千円であります。</p> <p>なお、同法第210条の規定に基づき、分離保管しなければならない委託者資産保全対象財産の金額は、299,697千円であります。</p>	その他流動資産	30,000千円	建物	1,028,161千円	土地	1,867,609千円	投資有価証券	408,071千円	合計	3,333,842千円	短期借入金	1,000,000千円	合計	1,000,000千円	保管有価証券	8,722,650千円	合計	8,722,650千円
その他流動資産	60,000千円																																						
建物	1,064,814千円																																						
土地	1,867,609千円																																						
投資有価証券	331,609千円																																						
会員権	43,352千円																																						
合計	3,367,386千円																																						
短期借入金	700,000千円																																						
合計	700,000千円																																						
保管有価証券	6,100,432千円																																						
合計	6,100,432千円																																						
その他流動資産	30,000千円																																						
建物	1,028,161千円																																						
土地	1,867,609千円																																						
投資有価証券	408,071千円																																						
合計	3,333,842千円																																						
短期借入金	1,000,000千円																																						
合計	1,000,000千円																																						
保管有価証券	8,722,650千円																																						
合計	8,722,650千円																																						
<p>※2 委託者先物取引差金</p> <p>委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、商品取引所との間で受払清算された金額であります。</p>	<p>※2 委託者先物取引差金 同左</p>																																						
<p>※3 商品取引責任準備金</p> <p>商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。</p> <p>この積立額に相当する額の現金を当社の預金口座に積み立てております。</p>	<p>※3 商品取引責任準備金 同左</p>																																						
<p>※4 金融商品取引責任準備金</p> <p>金融商品取引事故の損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、同法施行令に定める額を計上しております。</p>	<p>※4 金融商品取引責任準備金 同左</p>																																						
<p>※5 区分掲記された科目以外に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預り証拠金</td> <td style="text-align: right;">1,211,012千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差入保証金</td> <td style="text-align: right;">410,000千円</td> </tr> </table>	預り証拠金	1,211,012千円	差入保証金	410,000千円	<p>※5 区分掲記された科目以外に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預り証拠金</td> <td style="text-align: right;">845,501千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差入保証金</td> <td style="text-align: right;">410,000千円</td> </tr> </table>	預り証拠金	845,501千円	差入保証金	410,000千円																														
預り証拠金	1,211,012千円																																						
差入保証金	410,000千円																																						
預り証拠金	845,501千円																																						
差入保証金	410,000千円																																						
<p>※6 下記の会社が商品取引所等へ保証預託として差入れている金融機関よりの信用状に対して、保証を行っております。</p> <p>YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3,006千シンガポール・ドル</td> <td style="text-align: right;">194,335千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">194,335千円</td> </tr> </table>	3,006千シンガポール・ドル	194,335千円	計	194,335千円	<p>※6 下記の会社が商品取引所等へ保証預託として差入れている金融機関よりの信用状に対して、保証を行っております。</p> <p>YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2,006千シンガポール・ドル</td> <td style="text-align: right;">133,378千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">133,378千円</td> </tr> </table>	2,006千シンガポール・ドル	133,378千円	計	133,378千円																														
3,006千シンガポール・ドル	194,335千円																																						
計	194,335千円																																						
2,006千シンガポール・ドル	133,378千円																																						
計	133,378千円																																						

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
※7 減損損失の内訳は次のとおりであります。			
用途	場所	種類	減損損失 (千円)
遊休資産	東京都 中央区他	電話加入権	5,288
<p>今後の使用見込みがなくなった電話加入権につきましては、市場価格が帳簿価格より著しく下落していることから、帳簿価格を市場価格まで減額し、その相当額を減損処理しました。 (グルーピングの方法)</p> <p>資産のグルーピングは、主として「商品先物取引関連事業」に該当する店舗及び本社で構成する「共用資産」、「不動産管理その他の事業」による資産グループ及び現時点で遊休の状況にある「遊休資産」グループとに区分しております。</p> <p>平成21年3月期においては、全ての資産グループ別に減損の認識を判定した結果、遊休資産の一部に減損の兆候がありましたので減損を計上しております。</p>			
※8	固定資産除売却損の内訳		
	建物	8,874千円	一千円
	器具及び備品	4,546千円	65千円
	合計	13,420千円	65千円
※8	固定資産除売却損の内訳		
	建物		一千円
	器具及び備品		65千円
	合計		65千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	251,628	236,968	—	488,596

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	2,968株
自己株式買付けによる増加	234,000株

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	488,596	98,256	—	586,852

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	2,256株
自己株式買付けによる増加	96,000株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																
1. リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。				1. リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。																																
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具及び 備品 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">ソフト ウェア (千円)</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">146,257</td> <td style="text-align: right;">468,138</td> <td style="text-align: right;">614,396</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">110,532</td> <td style="text-align: right;">236,502</td> <td style="text-align: right;">347,035</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">35,724</td> <td style="text-align: right;">231,635</td> <td style="text-align: right;">267,360</td> </tr> </tbody> </table>		器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	146,257	468,138	614,396	減価償却累計額相当額	110,532	236,502	347,035	期末残高相当額	35,724	231,635	267,360				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具及び 備品 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">ソフト ウェア (千円)</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">52,357</td> <td style="text-align: right;">395,240</td> <td style="text-align: right;">447,598</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">42,342</td> <td style="text-align: right;">265,720</td> <td style="text-align: right;">308,063</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">10,014</td> <td style="text-align: right;">129,519</td> <td style="text-align: right;">139,534</td> </tr> </tbody> </table>		器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	52,357	395,240	447,598	減価償却累計額相当額	42,342	265,720	308,063	期末残高相当額	10,014	129,519	139,534
	器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)																																	
取得価額相当額	146,257	468,138	614,396																																	
減価償却累計額相当額	110,532	236,502	347,035																																	
期末残高相当額	35,724	231,635	267,360																																	
	器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)																																	
取得価額相当額	52,357	395,240	447,598																																	
減価償却累計額相当額	42,342	265,720	308,063																																	
期末残高相当額	10,014	129,519	139,534																																	
② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額																																
1年以内				1年以内																																
1年超				1年超																																
合計				合計																																
リース資産減損勘定の残高				リース資産減損勘定の残高																																
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失																																
支払リース料				支払リース料																																
リース資産減損勘定の取崩額				リース資産減損勘定の取崩額																																
減価償却費相当額				減価償却費相当額																																
支払利息相当額				支払利息相当額																																
減損損失				減損損失																																
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																																
・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左																																
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法																																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左																																
(減損損失について)				(減損損失について)																																
減損損失36,737千円は、リース物件の期末残高相当額に含めて表示しております。				リース物件に配分された減損損失はありません。																																
2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引				2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引																																
① リース資産の内容				① リース資産の内容																																
無形固定資産				有形固定資産																																
ソフトウェア				オンライン・システム装置等器具備品																																
				無形固定資産																																
				ソフトウェア																																
② リース資産の減価償却の方法				② リース資産の減価償却の方法																																
重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。				同左																																

(有価証券関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)における子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
子会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	722,956

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められます。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 354,610千円	貸倒引当金 329,670千円
賞与引当金 33,609千円	賞与引当金 47,037千円
退職給付引当金 177,349千円	退職給付引当金 267,242千円
役員退職慰労引当金 99,946千円	役員退職慰労引当金 97,342千円
商品取引責任準備金 116,660千円	商品取引責任準備金 116,428千円
未払事業税等 7,024千円	未払事業税等 7,755千円
ゴルフ会員権評価損 30,819千円	ゴルフ会員権評価損 30,005千円
減損損失 3,199千円	減損損失 3,199千円
関連会社株式評価損 57,576千円	関連会社株式評価損 57,576千円
繰越欠損金 379,481千円	繰越欠損金 407,783千円
その他 54,063千円	その他 11,073千円
繰延税金資産小計 1,314,342千円	繰延税金資産小計 1,375,116千円
評価性引当額 △98,644千円	評価性引当額 △99,469千円
繰延税金資産合計 1,215,698千円	繰延税金資産合計 1,275,646千円
繰延税金資産の純額 1,215,698千円	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 19,221千円
	繰延税金負債合計 19,221千円
	繰延税金資産の純額 1,256,425千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失のため、記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載していません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	1,233.58円	1,218.72円
1株当たり当期純損失金額(△)	△46.05円	△25.35円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	— 円	— 円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度では、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。また、当事業年度では、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,372,998	10,128,326
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	10,372,998	10,128,326
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数(千株)	8,408	8,310

3. 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純損失金額(△)		
当期純損失(△)(千円)	△393,884	△211,399
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△393,884	△211,399
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,554	8,338
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
(うち受取利息(税額相当額控除後)) (千円)	(—)	(—)
普通株式増加数(千株)	—	—
(うち転換社債型新株予約権付社債 (千株))	(—)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	2010年6月28日満期円貨建転換社 債型新株予約権付社債(額面総額 660百万円並びに新株予約権の 数132個)及び第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債(転換社債型 新株予約権付社債間限定同順位特 約付)(額面総額400百万円並び に新株予約権の数40個)。	—

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

転換社債型新株予約権付社債の繰上償還について、当社は、転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を、下記のとおり行うこととしております。

1. 繰上償還社債銘柄

豊商事株式会社2010年6月28日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

2. 繰上償還予定日

(1) 繰上償還請求通知日 平成21年6月15日

(2) 繰上償還予定日 平成21年6月29日

3. 繰上償還の事由

本社債発行要項における、「9. 社債の償還方法及び期限」に基づく、本社債権者からの繰上償還請求の事前通知を受領したものであります。

4. 繰上償還の内容

(1) 償還前残存額面総額 660百万円

(2) 繰上償還総額 660百万円

(3) 償還後残存額面総額 一円

5. 業績に与える影響

平成22年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

(参考)

本社債の主な内容

1. 発行日 平成18年6月28日

2. 発行総額 1,600百万円

3. 償還期限 平成22年6月28日

4. 利率 社債に利息は付さない。

5. 行使価額 681円 (当初行使価額 972.50円)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	(株)東京工業品取引所	152,148	212,091
		伊藤忠商事(株)	149,500	122,440
		(株)みずほフィナンシャルグループ	619,400	114,589
		(株)東京金融取引所	5,330	75,000
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	20,000	61,800
		丸紅(株)	95,659	55,578
		(株)西日本シティ銀行	150,119	41,432
		(株)東京穀物商品取引所	144,879	36,700
		(株)マミーマート	30,000	35,850
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	15,000	7,350
	その他 8銘柄	10,912	8,786	
計		1,392,947	771,618	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(千口)	貸借対照表計上額 (千円)	
有価証券	その他有価証券	証券投資信託受益証券		
		MMF	112,121	95,919
		MR F	2,147	2,147
	小計	114,268	98,067	
投資有価証券	その他有価証券	証券投資信託受益証券		
		E B R D 0.5%1302	1	90,973
		ソル ジャパン ファンド	4	50,782
		プライベート・エクイティ・ ファンド2-J	4	22,627
		小計	10	164,382
	商品ファンド(3銘柄)	0	76,097	
計		114,280	338,547	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,847,353	6,057	438	2,852,972	1,565,159	81,662	1,287,812
構築物	26,336	—	—	26,336	17,236	1,433	9,099
車両	23,607	142	—	23,749	17,539	4,365	6,209
器具及び備品	195,487	819	7,817	188,489	106,021	15,391	82,467
土地	2,003,139	—	—	2,003,139	—	—	2,003,139
リース資産	—	45,804	—	45,804	7,634	7,634	38,170
有形固定資産計	5,095,924	52,823	8,256	5,140,491	1,713,591	110,486	3,426,899
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	50,188	13,416	6,928	36,771
リース資産	—	—	—	256,934	45,421	44,730	211,512
電話加入権	—	—	—	2,387	—	—	2,387
無形固定資産計	—	—	—	309,510	58,838	51,658	250,672
長期前払費用	64,517	14,799	54,296	25,019	8,272	6,014	16,747
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 無形固定資産の金額については、資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	936,911	27,379	57,381	56,485	850,423
賞与引当金	73,400	102,100	73,400	—	102,100
役員退職慰労引当金	245,630	—	6,400	—	239,230
商品取引責任準備金	286,706	—	—	571	286,134
金融商品取引責任準備金	730	2,347	—	—	3,078

(注) 「当期減少額」のうち「その他」の欄の減少理由は、次のとおりであります。

貸倒引当金 : 一般債権の貸倒実績率に基づく洗替額及び個別設定対象債権の評価の見直しに基づく洗替額

商品取引責任準備金 : 積立限度超過額の取崩額

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

A 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,974
預金	
当座預金	2,691,615
普通預金	6,601
定期預金	450,000
別段預金	1,189
外国為替証拠金取引(e-kawase)預託預金	279,313
商品取引責任準備金預託普通預金	286,706
金融商品取引責任準備金預託普通預金	1,571
小計	3,716,997
合計	3,719,972

B 委託者未収金

(a) 部門別明細

区分	金額(千円)
個人	76,849
法人	35,399
合計	112,249

(注) 商品市場における取引に基づく委託者未収金

(b) 委託者未収金の発生及び回収状況

前期繰越高 (千円) (A)	当期債権発生高 (千円) (B)	当期債権回収高 (千円) (C)	当期貸倒損失額 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$
229,311	593,884	710,947	—	112,249	86.4

C 商品

区分	金額(千円)
貴金属その他	33,210
合計	33,210

D 保管有価証券

区分	金額(千円)
手許保管	47,838
日本商品清算機構	
取引証拠金(直接預託)代用有価証券	5,345,034
取引証拠金(差換預託)代用有価証券	3,329,676
小計	8,674,710
委託者保護基金	47,940
合計	8,770,488

E 差入保証金

区分	金額(千円)
取引保証金	15,021,756
日本商品清算機構	
自己取引証拠金	77,000
取引証拠金(直接預託)	1,557,164
取引証拠金(差換預託)	3,701,769
小計	5,335,933
その他	0
合計	20,357,689

F 金銭の信託

区分	金額(千円)
分離保管(金銭信託)	2,563,000
合計	2,563,000

② 負債の部

A 預り証拠金

区分	金額(千円)
個人	3,948,209
法人	2,914,790
合計	6,862,999

(注) 委託者から委託証拠金として受入れている現金

B 預り証拠金代用有価証券

区分	金額(千円)
個人	1,076,273
法人	7,646,275
合計	8,722,548

(注) 委託者から委託証拠金として受入れている代用有価証券

C 預り取引保証金

区分	金額(千円)
個人	1,779,014
法人	565,028
合計	2,344,043

D 金融商品取引保証金

区分	金額(千円)
個人	13,771,136
法人	221,988
合計	13,993,124

(3) 【その他】

特に記載すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.yutaka-shoji.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第53期)	自 至	平成20年 4月 1日 平成21年 3月31日	平成21年 6月26日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第53期)	自 至	平成20年 4月 1日 平成21年 3月31日	平成21年 6月26日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書	四半期報告書 (第54期第1四半期)	自 至	平成21年 4月 1日 平成21年 6月30日	平成21年 8月14日 関東財務局長に提出。
	四半期報告書 (第54期第2四半期)	自 至	平成21年 7月 1日 平成21年 9月30日	平成21年11月13日 関東財務局長に提出。
	四半期報告書 (第54期第3四半期)	自 至	平成21年10月 1日 平成21年12月31日	平成22年 2月12日 関東財務局長に提出。
(4) 確認書	確認書 (第53期)	自 至	平成20年 4月 1日 平成21年 3月31日	平成21年 6月26日 関東財務局長に提出。
	確認書 (第54期第1四半期)	自 至	平成21年 4月 1日 平成21年 6月30日	平成21年 8月14日 関東財務局長に提出。
	確認書 (第54期第2四半期)	自 至	平成21年 7月 1日 平成21年 9月30日	平成21年11月13日 関東財務局長に提出。
	確認書 (第54期第3四半期)	自 至	平成21年10月 1日 平成21年12月31日	平成22年 2月12日 関東財務局長に提出。
(5) 自己株券買付状況 報告書	報告期間	自 至	平成21年 6月 1日 平成21年 6月30日	平成21年 7月 8日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 至	平成21年 7月 1日 平成21年 7月31日	平成21年 8月10日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 至	平成21年 8月 1日 平成21年 8月31日	平成21年 9月11日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 至	平成21年 9月 1日 平成21年 9月30日	平成21年10月 9日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

豊商事株式会社

取締役会 御中

太陽A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉川正幸 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤哲 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野秀俊 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている豊商事株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊商事株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月15日付で社債権者から社債の繰上償還請求を受け、平成21年6月29日付で繰上償還することを予定している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、豊商事株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に

重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、豊商事株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

豊商事株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木基仁 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塩信一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原口隆志 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている豊商事株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊商事株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、豊商事株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監

査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、豊商事株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

豊商事株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 川 正 幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋 藤 哲	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 野 秀 俊	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている豊商事株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊商事株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月15日付で社債権者から社債の繰上償還請求を受け、平成21年6月29日付で繰上償還することを予定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

豊商事株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木基仁	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中塩信一	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	原口隆志	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている豊商事株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊商事株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【会社名】 豊商事株式会社

【英訳名】 YUTAKA SHOJI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石黒文博

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

【縦覧に供する場所】 豊商事株式会社 さいたま支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目9番4号)
豊商事株式会社 横浜支店
(横浜市西区北幸二丁目10番36号)
豊商事株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目20番14号)
豊商事株式会社 京都支店
(京都市中京区烏丸通六角下る七観音町640番地)
豊商事株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号)
豊商事株式会社 福岡支店
(福岡市博多区博多駅南一丁目8番36号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長 石黒文博は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成 22年 3月 31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社4社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結消去前の営業収益、委託者未収金、及び商品の過去5年度分の期末数値の平均値の金額が高い拠点から合算していき、概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として受取手数料、売買損益、委託者未収金、金融商品取引保証金、保管有価証券、差入保証金、預り証拠金及び預り証拠金代用有価証券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【会社名】 豊商事株式会社

【英訳名】 YUTAKA SHOJI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石 黒 文 博

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

【縦覧に供する場所】 豊商事株式会社 さいたま支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目9番4号)
豊商事株式会社 横浜支店
(横浜市西区北幸二丁目10番36号)
豊商事株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目20番14号)
豊商事株式会社 京都支店
(京都市中京区烏丸通六角下る七観音町640番地)
豊商事株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号)
豊商事株式会社 福岡支店
(福岡市博多区博多駅南一丁目8番36号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 石黒文博は、当社の第54期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。